このまちの夢がきこえる
水戸信用金庫
MITO
SHINKIN BANK
REPORT
2019
もっと「みとしん」を
知っていただくために

MITO SHINKIN BANK REPORT 2019

ごあいさつ

平素は、私ども水戸信用金庫に格別のご愛顧を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

本年もディスクロージャー誌「水戸信用金庫レポート2019」を作成いたしました。本誌では、私どもの取り組み、サービスの内容、最近の業績等を掲載しております。

ぜひご高覧いただき、当金庫に対するご理解を深めていただければ幸甚に存じます。

●平成30年度の経済環境

平成30年度の日本経済は、海外経済の着実な成長に伴う輸出の増加、好調な企業収益や技術革新を背景とした設備投資の増加、雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直し等が推進力となり、緩やかに回復しております。

金融情勢は、日本銀行が金融緩和を継続していることから、長短金利ともに低い水準で推移しております。

当金庫の主な営業エリアである茨城県の経済は、輸出・生産面の一部で海外経済の減速による影響がみられるものの緩やかに回復しており、個人消費についても底堅く推移しております。

当金庫のお取引先のお客さまにつきましては、一部に業況の明るさが見られるものの、全体として景気回復の実感を得るには至っておらず、経済情勢を見極める動きが続いております。

●平成30年度の業績

「中期経営計画2019」の2年目にあたる平成30年度も、目指すべき金庫像「お客さまと共に考え、共に行動し、共に成長することにより、お客さまと喜びを分かち合い、お客さまから揺るぎない信頼と支持を得る。」の実現に向け、地域のお客さまとのコミュニケーションを深めるとともに、お客さまの要望に応じた商品のご案内、きめ細やかなサービスのご提供に努めました。

その結果、おかげさまをもちまして、業績は堅調に推移し、経常利益15億円、当期純利益10億円を計上することができました。

●事業の展望

令和元年度は「中期経営計画2019」の最終年度であり、達成に向けた総決算の年となります。昨年度に引き続き、地域のお客さまとのコミュニケーションを深めるとともに、お客さまのニーズに沿った商品・サービスのご提供に努めてまいります。また、地域に根ざす金融機関として、地域貢献、スポーツ振興、教育支援等に積極的に取

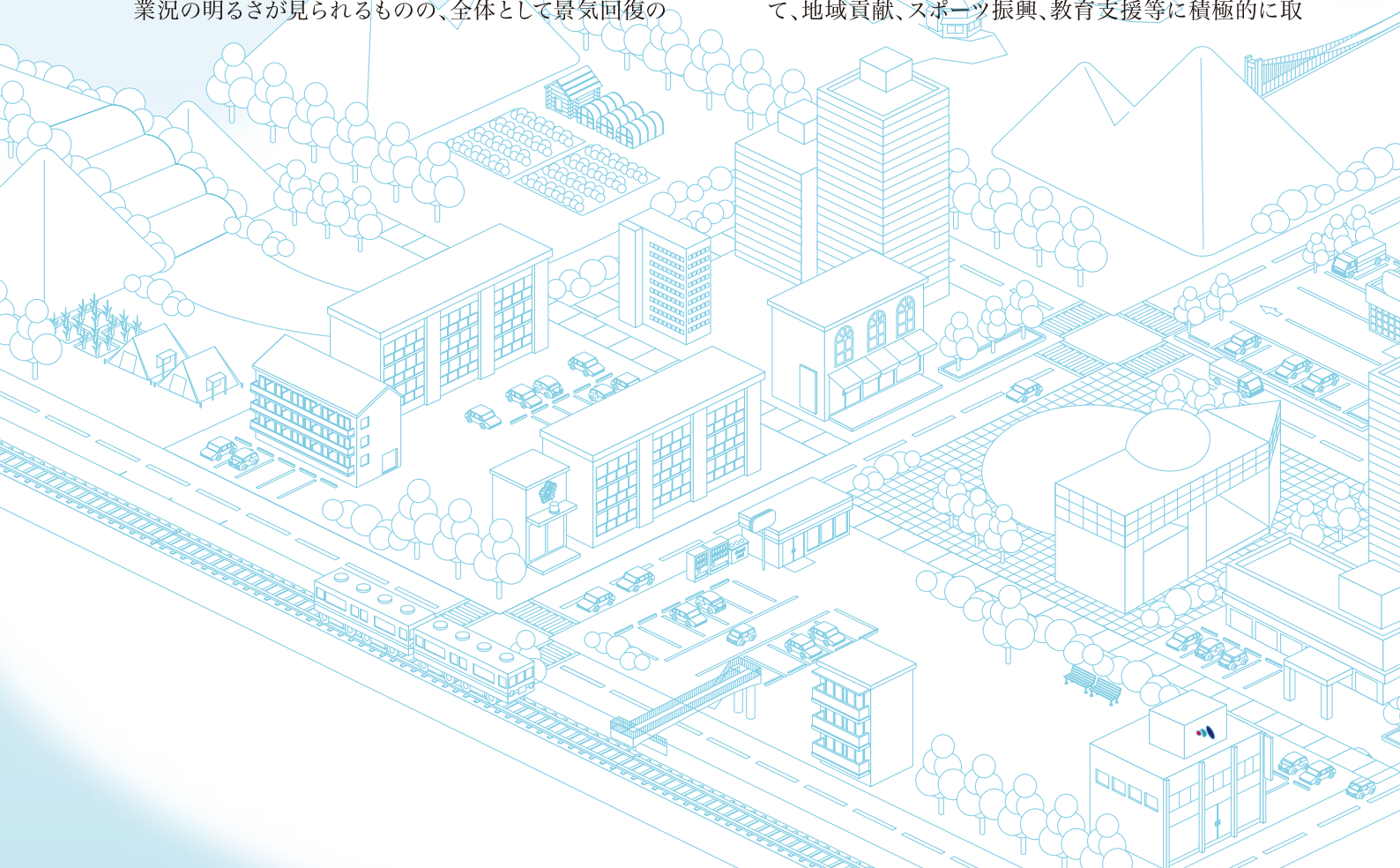

り組むことで、地域社会の活性化に努めてまいります。

当金庫は来年1月6日に創立75周年を迎えます。これもひとえに地域の皆様に末永くご支援をいただいた賜物と感謝しております。これからもお客さまにとって、もっとも身近な金融機関として、お客さまとの絆を深め、お客さま一人ひとりの夢の実現と地域経済の発展に努めてまいりますので、今後とも更なるご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年7月

理事長 [illegible]

CONTENTS

はじめに

ごあいさつ …… 1
みとしんの概要 …… 3
「中期経営計画 2019」について …… 5

お客さまと共に

法人のお客さまの成長・発展のために … 7
個人のお客さまの豊かな生活のために‥ 9
地域社会の持続的発展のために ……11
働きがいのある職場づくりのために …… 13

みとしんの経営体制

業績ハイライト ……15
内部管理態勢 ……17
法令等遵守（コンプライアンス）……19
顧客保護 ……20
総代会制度 ……23
管理方針等 ……25
組織・役員 ……27
沿革 ……28
信金中央金庫のご紹介 ……29

計数編

財務データ ……30
主要な事業の内容 ……30
自己資本の充実の状況 ……47

ネットワーク

店舗のご案内……61
店外CD・ATMのご案内 ……64
営業地区のご案内 ……64
主な手数料のご案内……65

信用金庫法に基づく記載事項一覧 ……66

みとしんは、地域に根ざした金融機関(=信用金庫)です。

●信用金庫とは

信用金庫は地域に生まれ、地域に生きる金融機関です。
地域の方々がお客さま、会員となって、地域の繁栄を図る
相互扶助を目的とした金融機関です。
利益第一主義ではなく、お客さま、地域社会の利益が優先されます。
営業地域は一定の地域に限定されており、
お預かりした資金はその地域の発展に生かされています。

預金・積金	有価証券
1兆1,175億円	3,961億円

お客さまへのサービスのご提供	貸出金
	4,515億円

水戸信用金庫

▶創立　1945年（昭和20年）1月6日
▶本店所在地　茨城県水戸市城南2丁目2番21号　　029-222-3311（大代表）
▶出資金　112億円　▶会員数　103,382名　▶常勤役職員数　1,040名　▶店舗数　66店舗

（平成31年3月31日現在）

みとしんは、
お客さま一人ひとりの夢の実現を
全力でサポートします。

経営理念

私たちは、もっとも身近な金融機関として、
質の高い金融サービスをお届けし、
お客さま一人ひとりの夢の実現と
地域経済の発展に貢献します。

経営方針

1 お客さまの繁栄のため、健全な経営を通して資金の安定供給をはかるとともに、先進のサービスと情報を提供します。

2 たしかな能力とゆたかな人間性をかね具えた創造的な人材を育成し、地域社会に奉仕します。

3 明るく伸びのびとした生きがいのある職場をつくり、職員のしあわせと夢を大きく育てます。

行動基準

1 誇りと情熱をもって積極的に行動します。

2 お客さまとの交流を通して自分自身をたかめます。

3 能力と感性をみがき、たえず新しいことに挑戦します。

次のページではみとしんの取り組み（中期経営計画2019）についてご紹介します。

●シンボルマーク

MITOSHINの「M」というイニシャルをデザイン的に変形したものです。未来へ向けた成長、金庫そのもののメタモルフォーゼ（変身）や私たちの未来志向を右上がりの波形に込めました。また、この三つの波は、それぞれの地域における「金庫・経済・文化」を象徴し、これらの一体化という理想をアピールしています。

【レッド】
積極性や情熱、人間性、
ぬくもりを感じさせる赤

【ブルーグリーン】
自然との調和、公共性、
文化性を感じさせる青みどり

【ロイヤル・ブルー】
落ち着きと深み、洗練性を
持たせる青むらさき

目指すべき金庫像

お客さまと共に考え、
お客さまと喜びを分かち合い、

戦略Ⅰ

お客さまおよび地域社会との関係性の強化

- お客さまの利便性・満足度の向上
- マーケットを踏まえた営業態勢への転換
- メイン化の推進

など

戦略Ⅱ

経営基盤および収益力の強化

- みとしんグループの活用・強化
- 多様な収益源の確保
- ローコストオペレーションの実現

など

共に行動し、共に成長することにより、お客さまから揺るぎない信頼と支持を得る。

戦略Ⅲ

人財育成の強化

- 女性・ベテラン職員の活躍・登用
- キャリアパスを意識した人事ローテーションの実施
- 教育訓練体系の見直し

など

戦略Ⅳ

内部管理態勢および法令等遵守態勢の強化

- 内部監査の強化
- リスク管理態勢の強化
- コンプライアンス意識の定着
- 情報セキュリティの強化

など

法人のお客さまの成長・発展のために

みとしんは、法人のお客さまの資金ニーズにお応えするとともに、
お客さまが抱えている様々な経営課題の解決に向けて全力でサポートしております。

インキュベーションオフィス

起業を志す方、創業間もない方を応援するために、インキュベーションオフィス「夢ぷらざ」を運営しております。
起業予定の方、創業後３年未満の法人、個人事業主の方を対象に、起業・創業の場を提供しております。

入居企業数　7社

起業・創業セミナー

起業を志す方、第二創業を検討している方を対象に、日本政策金融公庫等と連携して、「起業・創業セミナー」を開催しております。

事業承継

事業承継の悩みを抱えるお客さまを対象に、事業承継セミナーを開催しております。
また、地域の未来を創る後継経営者の方などを対象に、経営に関する講義や受講者同士の懇談会を開催するなど、「学び」と「出会い」の場を提供しております。

経営改善

お客さまの悩みや課題を共有し、中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携しながら、最適な改善手法を活用した支援を行っております。

ビジネスサークル

経営者の方を対象とした「みとしん経営研究会」（会員数：約350名）、次世代の経営者の方を対象とした「みとしん青年重役会」（会員数：約250名）を運営し、著名な講師による講演会やセミナー、視察旅行等を実施しております。

補助金申請サポート

お客さまのニーズに合わせ、様々な補助金を紹介しております。
お客さまが申請を希望される際には、みとしんのグループ会社である「みと地域総合研究所」と連携して、サポートしております。

ビジネスマッチング

お客さまの新たな販路を開拓する場として、平成 23 年度から全業種を対象としたビジネスフェアを開催しております。

［平成30年度］

出展企業	183 社
来場者数	2,000 名
商談成立	28 件

人材マッチング

大手企業を退職された実務経験豊富な人材（新現役）を、お客さまに紹介することを目的として、人材交流会を開催しております。

［平成30年度］

参加企業	21 社
新現役	79 名
支援成立	19 件

しんきんネットワーク

首都圏に本支店を置く４金庫と「しんきん圏央道アライアンス」に関する協定を締結し、県域を越えたネットワークを構築しております。本ネットワークを活用し、信用金庫間で情報を共有することで、お客さまに有用な情報を提供しております。

海外進出サポート

貿易から海外進出まで幅広いご相談に対して、ジェトロ、信金中央金庫等の専門家と連携して、支援しております。

個人のお客さまの豊かな生活のために

みとしんは、個人のお客さまのライフステージによって異なる
様々なニーズにお応えするため、商品・サービスの拡充等に努めております。

マイカーローンの取り扱い

自家用車、オートバイ購入に加えて、運転免許の取得や車検費用等にお使いいただける「カーライフプラン」を取り扱っております。
お取引内容に応じて割引金利でご利用いただけます。

保険商品の取り扱い

ケガ・病気による入院、手術に備える「医療保険」、がんによる入院、通院、手術に備える「がん保険」、万が一に備える「終身保険」など、様々な保険商品を取り扱っております。

投資信託の取り扱い

お客さまの多様なニーズにお応えするために、国内外、資産別（株式、債券、不動産）の様々な投資信託を取り扱っております。
運用資産を守りと攻めの2つに分けて効率的に運用する「コア・サテライト」手法に基づき、資産運用のご提案をしております。

定期積金の取り扱い

将来のライフイベント（マイカー購入、結婚、子育て、マイホーム取得、セカンドライフ等）に向けて、毎月一定額を積み立て、無理なく資金を貯めていく定期積金を取り扱っております。店頭によるご入金の他、口座引き落としによるご入金等が可能です。

信託商品の取り扱い

信金中央金庫、三井住友信託銀行と連携し、遺言代用信託、暦年贈与型信託、土地信託等を取り扱っております。
お客さまの資産の有効活用や相続対策などにお役にたてるよう、各種情報の提供や相談業務も行っております。
※左記商品は信金中金の商品であり、媒介での取り扱いとなります。

サークル活動の運営

会員の方の親睦を深めていただくことを目的として、「みとしん黄門会」と「みとしん年金友の会」を運営しております。
平成30年度は、みとしん黄門会設立40周年記念として「京都・滋賀へのチャータークルーズ4日間の旅」などのイベントを実施いたしました。

みとしん資産活用研究会の運営

資産の有効活用や相続税対策等について、様々な角度から研究することを目的として、「みとしん資産活用研究会」を運営しております。平成30年度は、NPO法人健康笑い塾主宰である中井宏次氏による講演会、京都への視察旅行、投資に関するセミナーを実施いたしました。

フリーローンの取り扱い

結婚･ハネムーン資金、引越資金などにご利用いただける、お使い道が自由の「スマイルサポートローン」「クイックローン」を取り扱っております。
「スマイルサポートローン」については、インターネットによるお申込みも受け付けております。

子育て応援ローン、教育ローンの取り扱い

出産、子育て等にご利用いただける「子育て応援プラン」、学校等への入学金、授業料、教材購入にご利用いただける「教育プラン」を取り扱っております。教育プランにおいては、お取引内容に応じて割引金利でご利用いただけます。

女性向け金利割引ローンの取り扱い

女性を対象とした金利割引制度を取り扱っております。マイカー購入等にご利用いただける「カーライフプラン」、お子さまの教育資金等にご利用いただける「教育プラン」の２商品において、割引金利でご利用いただけます。

住宅ローン、無担保住宅ローンの取り扱い

固定金利、変動金利が選択できる「みとしん住宅ローン」や、無担保でもお借入することができる「無担保住宅ローン」を取り扱っております。

退職金定期預金・年金定期預金の取り扱い

みとしんに退職金をお預けいただくお客さま、みとしんで年金を受給いただく（または受給開始する）お客さまを対象に、金利を上乗せした特別な定期預金を取り扱っております。

資産運用のご提案

保険、投資信託、国債といった資産運用全般のご相談に応じる「マネーアドバイザー」、投資信託にかかる知識・経験が豊富な「証券アドバイザー」が中心となり、お客さまからの資産運用のご相談にお応えしております。

地域社会の持続的発展のために

みとしんは、地域と共に歩む金融機関として、スポーツ振興、地域貢献、
教育支援等を通じて地域社会の発展と活性化に積極的に取り組んでおります。

「千波湖を歩こう・走ろう会」の開催

千波湖を囲む1周5kmのコースを3時間で何周してもよい大会です。
偕楽園や千波湖周辺の景観を眺めながら歩いたり、
自分の限界に挑戦するために走り続けるなど、
参加者それぞれの楽しみ方があります。

ジュニアエコノミーカレッジ in みとの開催

水戸商工会議所青年部とともに「ジュニアエコノミーカレッジinみと」を開催しました。
地元の小学生が経営者となり模擬会社を運営することで、会社および金融の仕組みを
学びました。

地元行事への参加

水戸黄門まつり、土浦キララまつり、ひたちなか祭りなど、
地元の行事に役職員が積極的に参加することで、
地域の皆さまとの交流を深めております。

「水戸黄門漫遊マラソン」開催の応援

特別協賛企業として開催を応援させていただくとともに、
役職員により運営のお手伝いをしました。
また、応援隊を結成し、ランナーの皆様に声援を送りました。

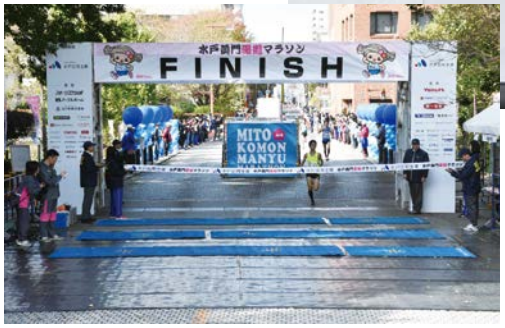

働きがいのある職場づくりのために

多くのお客さまにご満足いただける金融サービスをご提供するために、
人財育成に取り組むとともに、働きがいのある職場づくりに取り組んでおります。

人財育成・キャリア開発に向けた取り組み

- 経験・習熟度に応じた少人数研修の実施
- 自己啓発支援（公的資格取得奨励金支給、事業性評価・預り資産スキルアップ講座の実施等）の整備
- 外部研修（中小企業大学校、全国信用金庫協会等）への職員派遣

就業支援制度

- 育児、介護休業制度
- 育児、介護短時間勤務制度
- 正職員、嘱託職員への登用制度
- 職場復帰制度
- しんきん再就職支援ネットワークによる再就職支援制度

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日
2. 目　　標	女性管理職の3名以上の登用
3. 取組内容	（1）ロールモデルを策定し、女性職員が管理職を目指してモチベーションを高められる環境を整備する。 （2）管理職候補の能力開発を促すために、女性職員の職域を拡大する。

しんきん再就職支援ネットワーク利用者の声

3年間、福井県の信用金庫に勤務していましたが、結婚を機に夫の勤務地である茨城県に転居することとなりました。転居後も「信用金庫で働いていた経験と知識を活かしたい」と思い、しんきん再就職支援ネットワークを利用しました。

現在は、窓口係として、来店されるお客さまに資産運用などのご提案を行い、充実した日々を過ごしています。

※『しんきん再就職支援ネットワーク』とは、信用金庫で働くことを望みながらも、結婚、配偶者の転勤、親の介護等、やむを得ない理由による転居によって退職する職員や、同様の理由によってすでに退職した方（以下、職員等）を対象とし、信用金庫の相互協力のもと、職員等が転居先に所在する信用金庫に対して行う再就職活動を支援するためのものです。

主な公的資格取得者数

●中小企業診断士	2名
●1級ファイナンシャル・プランニング技能士	15名
●2級ファイナンシャル・プランニング技能士	260名
●宅地建物取引士	37名

ワーク・ライフ・バランスへの取り組み

- ●全店一斉ノー残業デー
- ●誕生日休暇
- ●連続休暇
- ●厚生部活動
- ●各種福利厚生施設
- ●職員組合による各種イベント

次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間　平成31年4月1日～令和3年3月31日
2. 目　　標　(1) 育児休業者への職場復帰支援を実施する。
(2) 年2回以上、「ノー残業チャレンジweek」を設定する。

各種認定

●「健康経営優良法人2019（ホワイト500）」認定
健康経営に取り組む優良な法人として、経済産業省が実施する「健康経営優良法人（ホワイト500）」大規模法人部門において認定を受けました。

●くるみん認定
「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けました。

●茨城県女性が輝く優良企業認定（最も評価の高い3つ星を取得）
「女性活躍推進」「ワーク・ライフ・バランス推進」「子育て支援」の3分野にバランス良く取り組んでいる企業として、茨城県の認定を受けました。

育児休業取得者の声

平成29年12月に4男が誕生しました。誕生からひと月が経過した頃、妻が体調を崩しました。これまでは、妻と協力することで長男、次男の通学、通園、3男、4男の育児をすることができましたが、妻が体調を崩したことで、短期間ではありますが仕事と子育ての両立が難しくなってきました。

そこで、上司や人事部に相談したところ短期育児休業の取得を勧められました。育児休業中は妻や子供と過ごす時間も作ることができて、子供も喜んでくれました。今後もワーク・ライフ・バランスを意識して、仕事にも子育てにも積極的に取り組んでいきたいと思います。

業績ハイライト

■ 預金積金残高の推移

預金積金残高 1兆1,175億円

預金積金残高は、公金等が減少したことにより、1兆1,175億円（前期末比39億円減少）となりました。

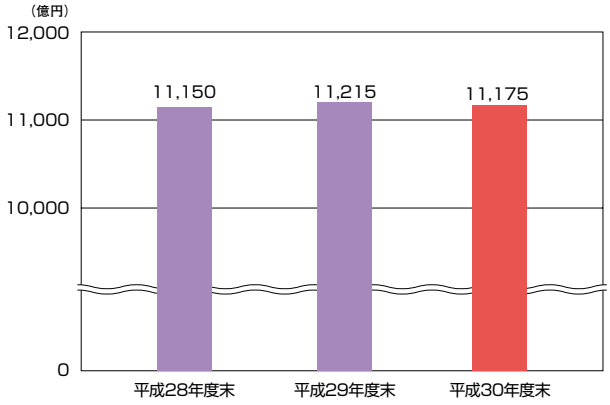

■ 貸出金残高の推移

貸出金残高 4,515億円

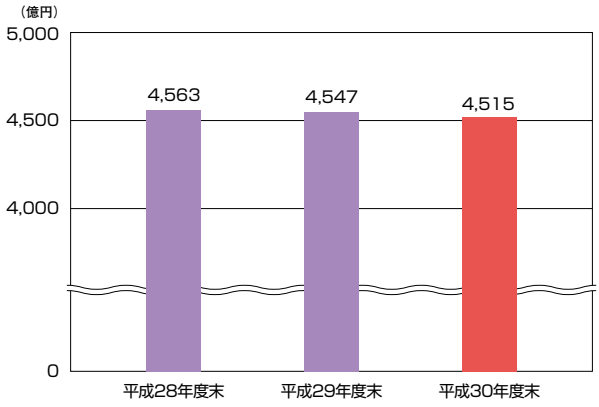

貸出金残高は、法人向けの貸出金が増加したものの資産の健全化を図るオフバランス等を実施したことから4,515億円（前期末比31億円減少）となりました。

■ 貸出金の業種別残高構成

幅広いお客さまとお取引

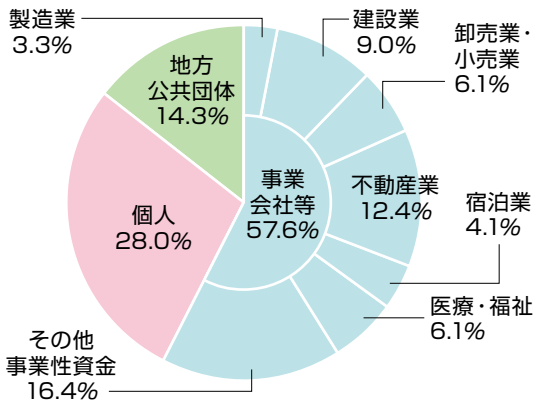

貸出金は、小口多数を基本に、特定の業種に偏ることなく、様々なお客さまの資金需要に積極的にお応えしております。

■ リスク管理債権残高、リスク管理債権比率の推移

リスク管理債権残高 303億円　リスク管理債権比率 6.70%

リスク管理債権額は、お客さまの経営再建を図ることを目的に、貸出条件を緩和したこと等により、303億円（前期末比31億円増加）となりました。

リスク管理債権比率は6.70%（前期末比0.74pt増加）となりました。

リスク管理債権については、担保・保証等や貸倒引当金による保全に努めています。

リスク管理債権額303億円のうち、担保や保証等により133億円、貸倒引当金により89億円を保全しております。保全率は73.64%と高い水準を維持しております。

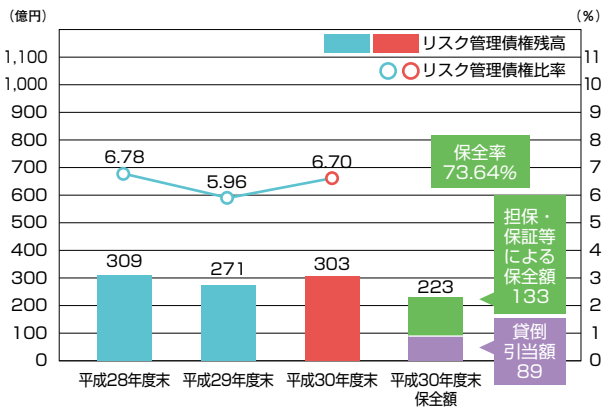

■ 有価証券残高の推移

有価証券残高 3,961 億円

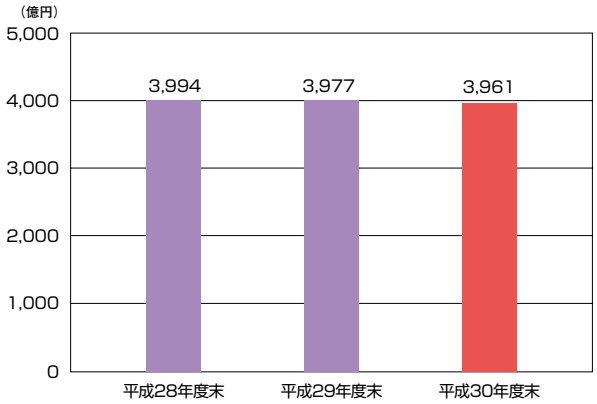

有価証券残高は 3,961 億円（前期末比 15 億円減少）となりました。

■ 有価証券の種類別残高構成

安全性重視で運用

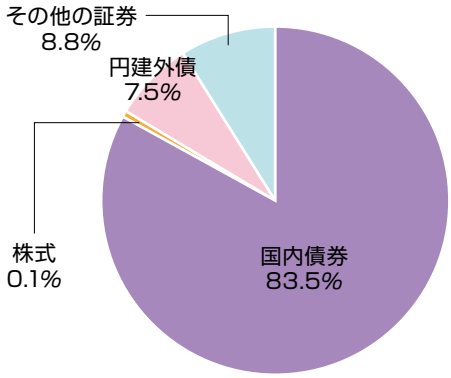

安全資産である国内金利資産への投資を中心としつつ、分散投資に取り組むことで、安定した利息配当金収入の確保に努めました。

■ 損益の推移

当期純利益 10 億円

業務純益は 22 億円（前期末比 9 億円減少）となりました。
経常利益は 15 億円（前期末比 6 億円減少）となりました。
当期純利益は 10 億円（前期末比 3 億円増加）となりました。

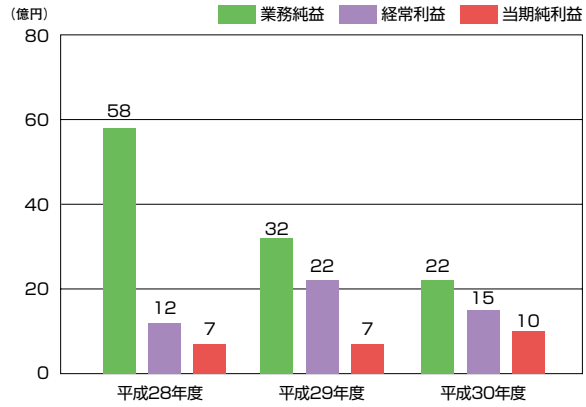

■ 自己資本額、自己資本比率の推移

自己資本額 349 億円　自己資本比率 7.86%

自己資本額は、利益の積み上げ等により、349 億円（前期末比 13 億円増加）となりました。
自己資本比率は国内基準（4%）を上回る 7.86%（前期末比 0.09pt 増加）となりました。

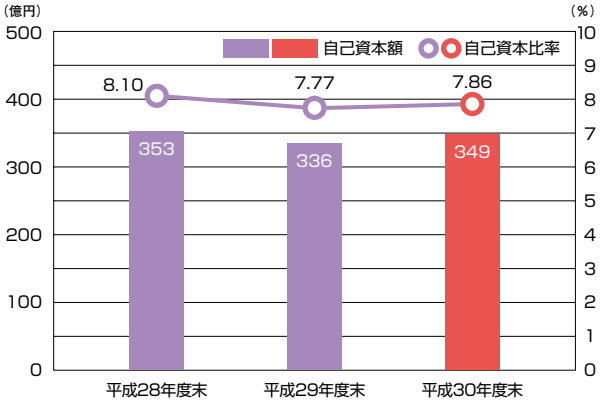

内部管理態勢

内部管理態勢の整備

当金庫は、業務の健全性・適切性を確保し内部管理態勢の充実・強化を図るため、信用金庫法に基づき「内部管理基本方針」を制定し、取り組みを進めております。「内部管理基本方針」につきましては、P25 をご覧ください。

●取組状況

当金庫は、理事会を経営の基本方針および業務執行等に関する重要事項の意思決定を行う機関として定めております。理事会は、経営計画および年度ごとの事業計画を定め、目標を明確にするとともに、目標の達成、進捗状況等について検討・評価しております。また、経営関連情報の開示を適時・適切に行い、経営の透明性を高めております。この理事会の機能を補完する組織として、常勤理事によって構成される常務会を設置しており、金庫の健全かつ円滑な運営を図るため、経営ならびに重要な業務に関する事案について、検討・審議を行っております。あわせてコンプライアンス委員会、統合リスク管理委員会等を設置・運営し、さらなる経営管理強化に努めております。

また、監事につきましては、理事会のほか常務会、コンプライアンス委員会、統合リスク管理委員会など経営の業務執行に関わる重要な会議等に出席し、報告を求めることができる態勢をとっております。

●内部監査態勢

業務監査につきましては、監査部を設置して本部各部、営業店および子会社等に定期的な監査を実施し、内部統制に努めております。同時に、監事会も設置しており、内部統制機能につきまして包括的な監査を実施しております。また、内部統制機能向上の一環として、財務諸表作成に係るプロセス管理を強化し、その基本的枠組みの構築および自己点検、内部監査を実施しております。具体的には財務諸表作成のため必要となる各部門からの計数報告および決算担当部門における決算処理に対して、監査部による決算処理に係る内部監査と各部門長による確認書の提出を義務づけ、各部門および各部門長の責任の明確化を図り、財務諸表の正確性および財務諸表作成に係る内部統制の有効性を図っております。

リスク管理態勢

当金庫では、リスク管理を経営の重要課題と位置づけ、リスク統括部を設置し、経営の健全性を確保するための態勢を構築しております。構築にあたっては、金庫経営において内包する様々なリスク（信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等）を総体的に把握したうえで、質・量ともに十分な自己資本を維持する自己管理型のリスク管理態勢を指向するものとしております。統合的リスク管理に係る最終意思決定機関を理事会とし、適正な統合的リスク管理を実現するため、「統合的リスク管理方針」、「統合的リスク管理規程」をリスク管理の基本として制定しております。

また、当金庫全体におけるリスクを一元的に審議・管理する統合リスク管理委員会を設置するとともに、リスクカテゴリーごとに主管部門を定め、リスク管理の実効性および相互牽制機能を確保しております。統合リスク管理委員会は、統合的リスク管理方針および各リスクの管理方針を策定または改正するほか、統合的リスク管理に関する重要事項を理事会に付議、報告する態勢をとっております。

加えて、監査部が、リスク管理の実効性を確保するため監査を行い、その結果を理事会、常務会等および監事に報告するとともに、必要に応じ被監査部門および主管部門・関連部門に改善すべき事項を指示し、その実施状況を検証しております。

［統合的リスク管理体制図］

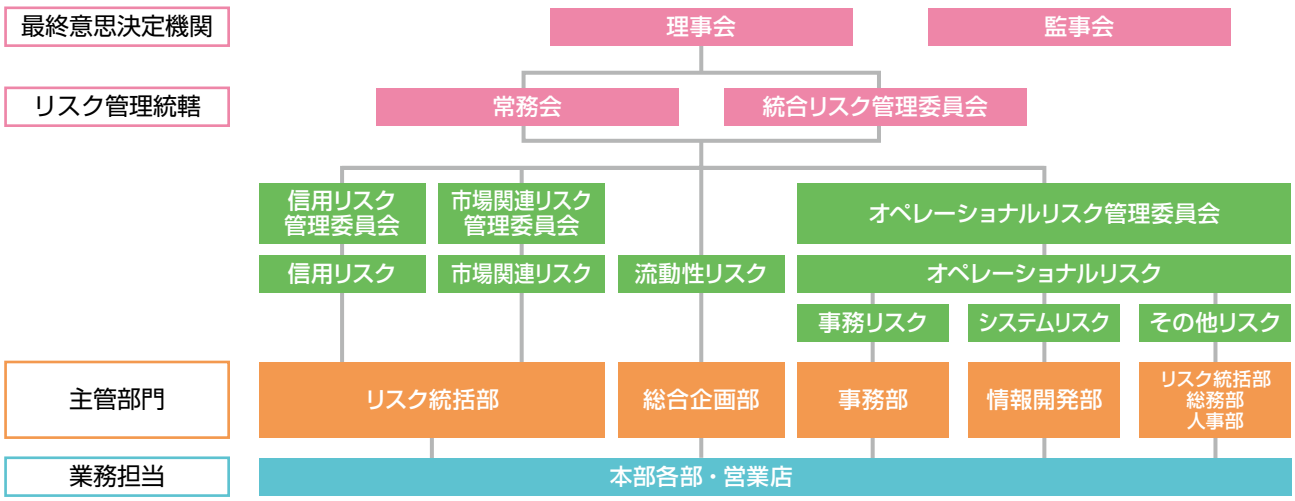

各リスクの管理に関する基本方針

信用リスク管理

信用リスクとは、取引相手の倒産や経営の悪化により、貸出金等の元本および利息が約束通り返済されなくなり、損失を被るリスクのことです。

信用リスクについては、貸出先を 12 段階に格付けする「企業格付制度」によって、貸出金等の資産の自己査定の適正化に努めております。さらに、リスク統括部が資産査定実施部門に対して、資産査定の検証や担当者の教育・指導を行うなど、相互牽制が働く態勢となっております。

また、審査部、経営支援部、融資管理部が、それぞれの役割と責任を明確にして信用リスクを組織的に管理しております。審査部では、「融資審査基準書」に基づいた厳格な審査を行い、経営支援部では、取引先企業の経営改善の支援を行い、融資管理部では、延滞債権等に対して管理・回収の強化を図っております。これらの活動を通して信用リスクの予想損失額を算出するとともに、潜在的な信用リスクを把握することによって、信用リスクの総合的管理を推進しております。

市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利、為替、株式等、様々な市場リスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクおよび資産・負債から生みだされる収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

市場関連リスクについては、市場運用業務を行うフロント部門、リスク管理を行うミドル部門、資金決済および事務処理を行うバック部門を組織上分離し、相互牽制が働く態勢となっております。また、市場関連リスクに関する限度枠として、リスク・リミット（リスク限度枠）、保有限度枠、ロスカット基準を設定し、厳格に管理しております。

ミドル部門は、管理対象となるリスクを特定したうえで VaR 等にてリスクを計測・分析し、適時にストレステストを実施するとともに、リスク状況、限度枠遵守状況および使用状況等のモニタリングをしております。金利リスクについては金利感応度を把握することで重点的に管理しております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなることや、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクのことです。

流動性リスクについては、「流動性リスク管理基準」に基づき、必要資金等を的確に把握して厳正に管理しております。さらに具体的な対応については、「流動性リスク管理マニュアル」等で周知するなど万全を期しております。

日常の資金管理につきましては、資金の運用、調達所要額を常に把握し、資金繰り表を作成するなど保有資産の流動性を十分に確保しております。

オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、業務プロセス、役職員の活動もしくはシステムの処理等における不適切な対応や外部環境の変化から損失を被るリスクのことです。

オペレーショナルリスクは、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等の幅広いリスクを含んでいます。

事務リスクについては、事務部が日常の事務ミス防止のため事務規程や事務マニュアル等を整備するとともに、臨店指導を行っております。また、監査部が定例的に監査を実施し、事故の未然防止に努めております。

その他リスクに関しては、主管部門が発生防止に向けた取り組みを進めております。

法令等遵守（コンプライアンス）

コンプライアンスへの取り組み

当金庫は、地域金融機関としての社会的責任を重く受け止め、法令や法令に基づく各種ルール、さらには社会的規範を遵守する態勢を構築しております。また、法令等遵守については経営計画に織り込むなど、経営の重要課題と位置づけ、継続的に取り組んでいます。「コンプライアンス基本方針」を本部各部・営業店内に掲示し、コンプライアンス意識、倫理観の醸成に日々努めております。「コンプライアンス基本方針」につきましては、P26 をご覧ください。

●コンプライアンス態勢

法令等遵守態勢としては、リスク統括部内に専門の担当者を配置し、全部店のコンプライアンス態勢についての統括、指導を行っております。

本部各部・営業店には、コンプライアンス責任者および担当者を配置しております。コンプライアンス担当者は、勉強会や OJT（On the Job Training）を通じて法令等遵守意識が職員一人ひとりに浸透するよう努めるとともに、コンプライアンスに関する相談窓口となり、統括部門と連携して法令等遵守を徹底させる役割を担っております。

コンプライアンスに関する問題を審議する機関としてコンプライアンス委員会を設置しており、コンプライアンス担当者から定期的に報告を受けることとなっております。

●態勢強化への取り組み

当金庫は、法令等遵守態勢を強化するため、以下の取り組みを行っております。

- 「水戸信用金庫の行動基準」の制定
- 「コンプライアンス・マニュアル」の全役職員への配布と勉強会の実施
- 「コンプライアンス・プログラム」の策定
- 内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の設置
- 「反社会的勢力に対する基本方針」「反社会的勢力への対応規程」の制定
- 「信用金庫取引約定書」、「普通預金規定」等への暴力団排除条項の導入
- シニア・コンプライアンス・オフィサーの資格取得

［コンプライアンス体制図］

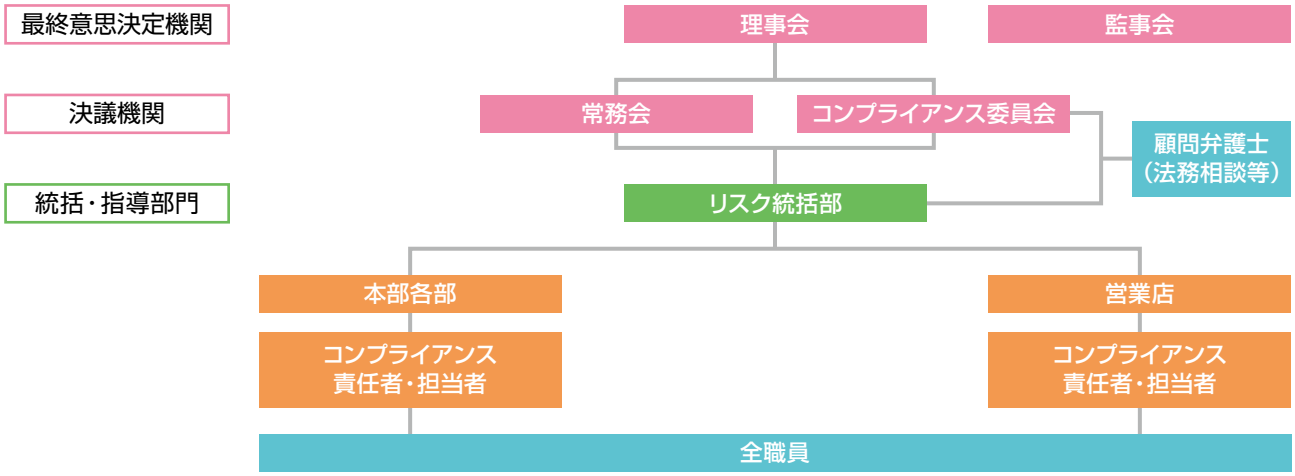

顧客保護

金融 ADR 制度

●苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しております。

苦情は、当金庫営業日（9 時～ 17 時）に営業店またはコンプライアンス室（電話番号：0120-337-662）にお申し出ください。

●紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所（9 時～ 17 時、電話番号：03-3517-5825）にお申し出があれば、下記の東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等にお取り次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス室にお尋ねください。

名　　称	受　付　時　間	電　話　番　号
東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031
第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588
第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当金庫は、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」に基づき、金融商品の販売やサービスの提供に際しましては、お客さまのニーズに適切にお応えしております。「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」につきましては、P26 をご覧ください。

顧客保護等管理方針

当金庫は、「顧客保護等管理方針」に基づき、お客さまとのお取引に際しましては、法令やルールを厳正に遵守し、社会的規範に則った誠実かつ公正な業務運営を遂行するとともに、当金庫のお客さまの正当な利益の保護および利便性向上に向けて、継続的な取り組みを行っております。

「顧客保護等管理方針」につきましては、P26 をご覧ください。

利益相反管理方針

当金庫は、「利益相反管理方針」に基づき、お客さまとのお取引に際しましては、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理しております。

「利益相反管理方針」につきましては、P26 をご覧ください。

金融商品勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しましては、「金融商品勧誘方針」を遵守し、勧誘の適正確保を図ることとしております。

「金融商品勧誘方針」につきましては、P26 をご覧ください。

金融犯罪対策への取り組み

当金庫は、預金口座を利用した犯罪の未然防止およびお客さまの財産保護のため、口座開設等の取引時の本人確認を徹底し、不正取引防止に努めるなど、様々な取り組みをしております。

●ニセ電話詐欺への対応

多発するニセ電話詐欺を防止するために、お振り込みに関して、次のような取り組みをしております。

・ATM コーナーでの携帯電話の使用の制限
・窓口にてお振り込み先の確認
・ご高齢のお客様で、1 年間 ATM によるお振り込み取引がない場合は、ATM によるお振り込み取引の制限

※ご高齢のお客さまが窓口で多額の現金払い戻しを希望される場合には、現金に替えて、「自己宛小切手」の発行をお勧めしております。

「自己宛小切手」は現金化に時間を要し、支払い相手を特定できる可能性があることから、万一、紛失や盗難、詐欺に遭われても被害防止につながります。

なお、この場合の「自己宛小切手」発行手数料については、無料とさせていただいております。

●偽造・盗難キャッシュカード犯罪への対応

スキミングによる偽造キャッシュカードや盗難カードを使用した不正取引などからお客さまの大切な財産をお守りするために、次のような取り組みをしております。

・ATM による暗証番号変更
・全 ATM への後方確認ミラーの設置
・ATM 画面のぞき見防止のための遮断フィルターの設置
・個人のお客さまのキャッシュカードによる 1 日あたりの現金のお引き出し利用限度額を 50 万円に引き下げ

●取引時の確認について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、口座開設等の際にお客さまの氏名、住所（住居）、生年月日、職業、取引を行う目的等について確認させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

お客さまへのお願い

●類推されやすい暗証番号をお使いの場合は、すみやかに変更されることをお勧めします。

生年月日、電話番号、住所の番地、自動車のナンバー、4桁が同じ数字など、他人から類推されやすい暗証番号はお避けください。なお、現在類推されやすい暗証番号をご使用の場合は、当金庫ATMにて暗証番号を変更することをお勧めします。

●キャッシュカード、通帳、証書の保管・取り扱いには十分ご注意ください。

・通帳のご記帳はできるだけ頻繁に行い、不審な取引がないかご確認ください。
・キャッシュカードの暗証番号を、金融機関のお取引以外のサービス（貴重品ボックス、ロッカー、携帯電話等の暗証番号）に使うことはお避けください。
・ATMをご利用されるときは、暗証番号を後ろから盗み見られたりしないようご注意ください。
・当金庫職員が店舗内外や電話、電子メールなどでキャッシュカードの暗証番号をお尋ねすることはありません。不審な点がある場合はただちに当金庫にご照会ください。
・キャッシュカードのご利用明細票は、お持ち帰りになられるか、他人に見られないように廃棄してください。
・キャッシュカードも通帳や印鑑と同様、大切なものですので厳重な管理をお願いいたします。長時間お手もとからお離しになられる際は十分ご注意ください。

偽造・盗難カード被害に遭われた場合の連絡先

お客さまが、偽造・盗難カード被害に遭われた場合にはただちに下記までご連絡ください。

曜　日　等	連絡時間帯	連絡先名称	連絡先電話番号
平　日	0：00～ 8：45	ATMサービスセンター	0120-310-345
	8：45～17：15	各お取引店	各お取引店電話番号
	17：15～24：00	ATMサービスセンター	0120-310-345
土曜日・日曜日・祝日	0：00～24：00	ATMサービスセンター	0120-310-345

※各お取引店の電話番号は P62 ～ 63 をご覧ください。

Q 印章・通帳・カードなどをなくしてしまった場合

A

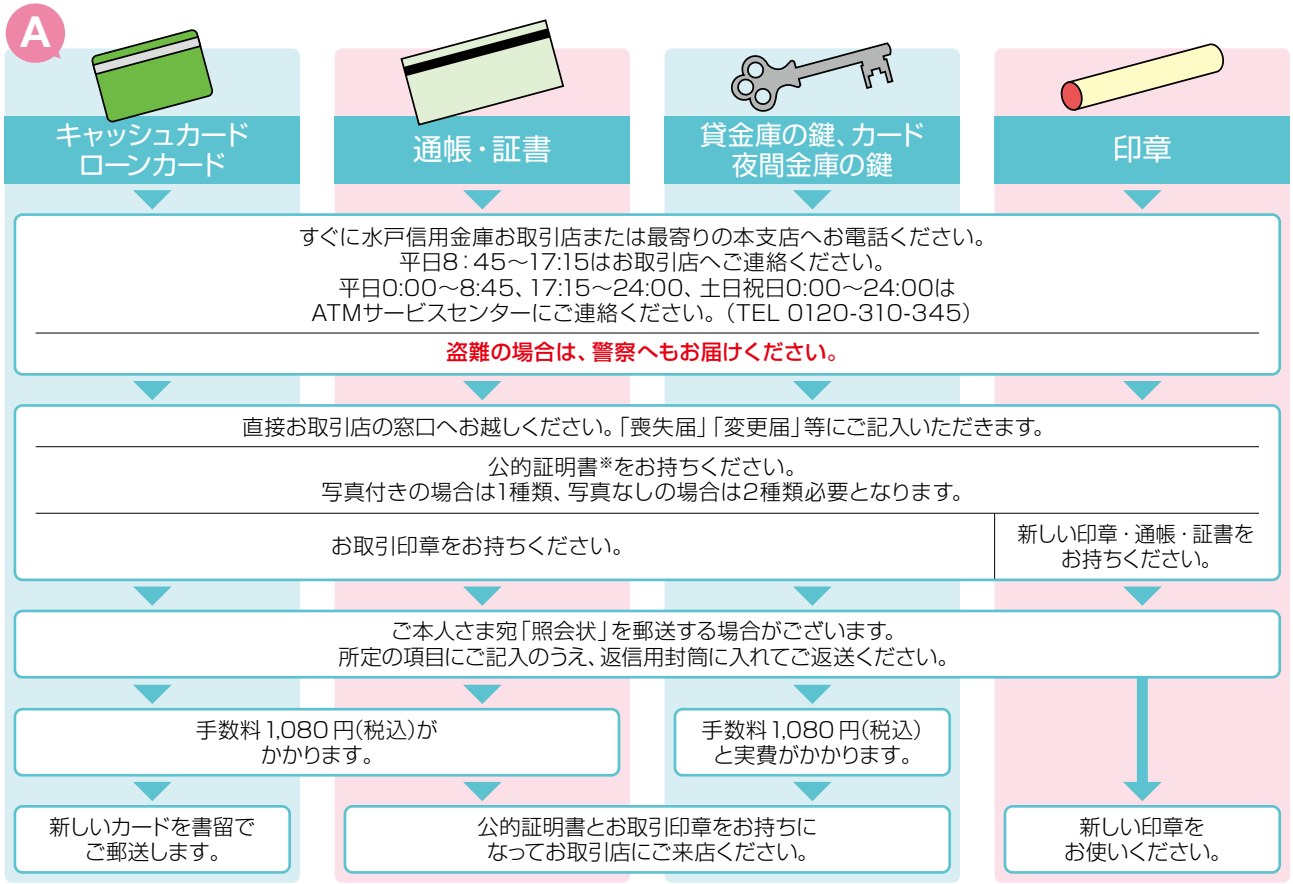

※公的証明書

個人	写真付きの公的証明書……運転免許証、旅券（パスポート）、障害者手帳、マイナンバーカード等 写真なしの公的証明書……印鑑登録証明書、各種健康保険の被保険者証等
法人	印鑑登録証明書、登記事項証明書等

Q カードの暗証番号を忘れてしまった場合

A

おそれいりますが、暗証番号のご照会はお受けいたしかねます。
お手数ですが、お取引店の窓口でカードの再発行手続きをお願いします。
〈お持ちいただくもの〉
◎カード　◎お取引印章　◎公的証明書　※手数料1,080円(税込)がかかります。

Q 引っ越しをした場合

A

お取引店の窓口へお越しください。
〈お持ちいただくもの〉
■住所変更のみの方
◎お取引印章　◎新住所が確認できる公的証明書（住民票・運転免許証など）
■住所変更とともにお取引店も変更される方
◎すべての通帳および証書　◎カード　◎お取引印章
◎新住所が確認できる公的資料（住民票・運転免許証など）
※口座振替の指定口座となっている場合は、指定口座変更の手続きも必要となります。
※通帳・証書・カードを紛失している場合は、1つにつき手数料1,080円(税込)がかかります。

Q 結婚などにより氏名が変わった場合

A

お取引店の窓口へお越しください。
〈お持ちいただくもの〉
◎すべての通帳および証書　◎カード　◎お取引印章（印章を変更するときは新しいお取引印章もご一緒に）
◎戸籍謄（抄）本または住民票の写し（1枚で旧姓および現姓が確認できるもの）または運転免許証（旧姓の運転免許証で裏面に変更表示のあるもの）

総代会制度

総代会の役割

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫では、会員数が多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、意見・要望・苦情窓口の設置、会員向けアンケートの実施、役職員による日々の訪問活動等を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代および総代選考委員の資格・適格要件等

1. 総代の資格・適格要件・任期

(1) 資格要件
- 当金庫の会員であること

(2) 適格要件
- 優良なメイン取引先であること
- 人格、見識に秀れ、当金庫の発展に寄与できる人
- 地域における信望が厚く、総代として相応しい人
- 良好な社会的生活を営んでいる人
- 他の金融機関の役職員・総代でない人
- 留任の場合は、80歳未満の人

(3) 任期
- 3年

2. 総代選考委員の資格・適格要件・任期

(1) 資格要件
- 当金庫の会員であること

(2) 適格要件
- 正常な取引先であること
- 良識を持って正しい判断ができる人
- 総代就任の意思のない人
- 総代候補者と同一事業所に携わらない人

(3) 任期
- 3年

選考手続き

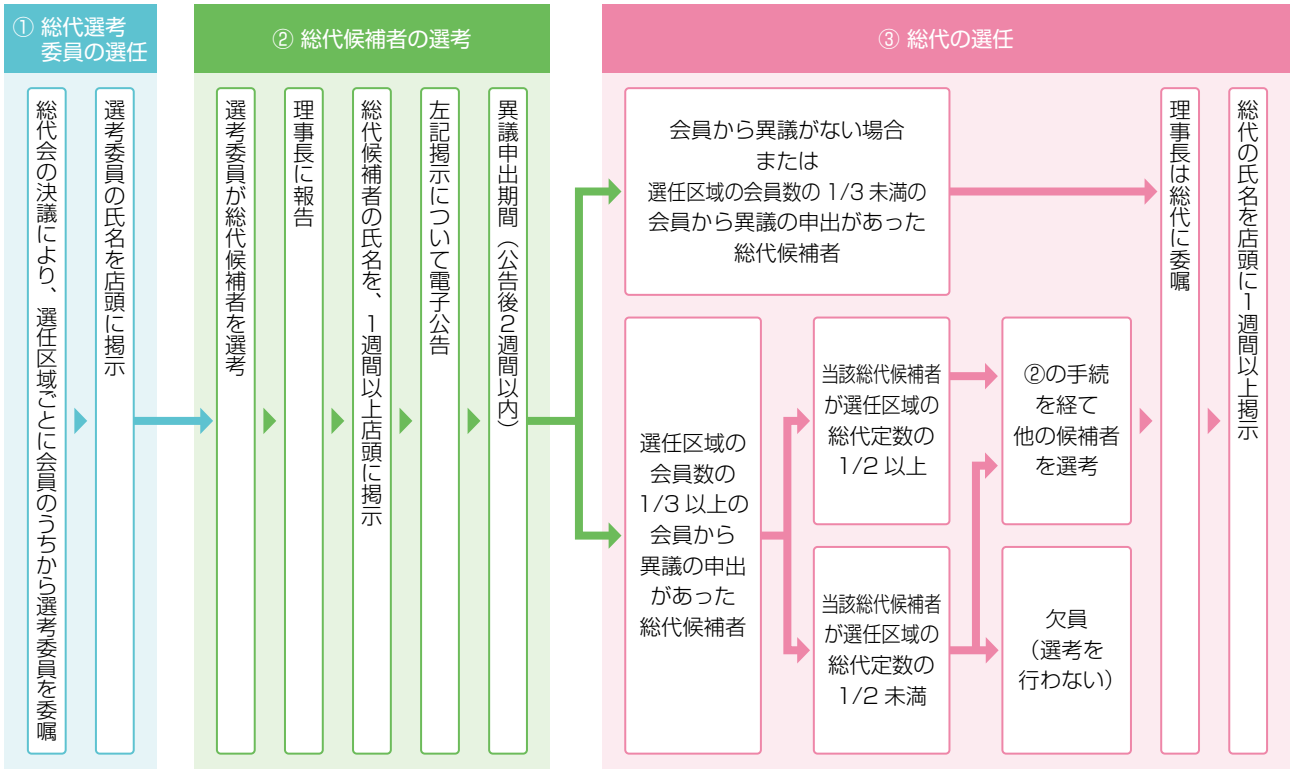

総代会開催日・報告事項・決議事項

令和元年６月24日開催の第74期通常総代会において、次の事項が付議され、各議案とも原案どおり承認されました。

1. 報告事項　第１号報告　第74期　業務報告・貸借対照表・損益計算書報告の件
2. 決議事項　第１号議案　第74期　剰余金処分案承認の件
　第２号議案　会員の法定脱退の件
　第３号議案　定款の一部変更の件

第74期通常総代会

総代名簿

（令和元年６月30日現在）

1.水戸中部地区	薄井 宗明③ 砂押 重勝④ 小池 貞④ 川上 洋一②	遅野井 健④ 関根 愼一⑫ 石島 國男④ 深作 律夫④	山口 一郎④ 長谷川 實⑫ 関 輝喜⑥ 林 邦雄②	山田 茂⑦ 金澤 邦道⑦ 高沢 彰⑨ 坏 誠一③	綿引 宏次⑬ 川上 裕一② 二川 泰久④ 長洲 常男①	阿部 光世⑩ 島村 宏⑦ 堀井 克美⑩ 大貫 恒夫④	入江 元⑥ 中山 彰真⑥ 久須美 勝利⑦
2.県東地区	石井 藤一郎⑥ 清水 悟①	川上 宰希⑥ 田中 正平⑥	坂本 敬子④ 鶴田 哲男⑦	田山 東湖⑪ 船山 寅⑪	卯野 福弥② 加瀬 芳夫②	池本 直樹⑥ 安 健次郎⑨	海野 泰司②
3.県北地区	川崎 順子④ 熊田 昭二④ 馬上 秀一④	佐々木 謙一④ 白土 仙一郎⑥ 菊池 勝雄④	樋本 和雄⑫ 田口 喜久雄④	髙倉 信隆⑤ 矢代 髙雄⑦	中野 博守⑬ 森嶋 鎮一郎⑧	藤井 俊宥④ 小松 茂一⑥	武子 晃① 柴田 英哉⑩
4.県西・石岡地区	飯田 勇④ 青木 正紀④ 神生 恭利③	江原 均⑤ 木村 政美⑤ 田村 豊顕⑤	長尾 完⑤ 林 稔① 永田 良夫⑤	山内 忠夫④ 吉水 幸憲⑤ 川又 忠志⑤	川那子 克己⑤ 中村 儀昭②	斉藤 悦夫⑨ 山西 弘一郎①	田所 嘉徳⑨ 市村 茂雄①
5.土浦・つくば地区	佐野 欣一② 清水 俊男② 川村 剛久⑤ 飯田 茂夫③	寺島 さと子③ 池野辺 衛① 増山 栄① 細田 哲男⑦	丸山 美智子① 廣瀬 一三⑤ 坪井 あや子④	元川 隆彦⑤ 七野 満③ 中根 英夫③	浅野 敏夫⑤ 高塚 千史⑤ 久松 一郎⑤	鹿志村 昭三④ 中川 清⑤ 植田 利収①	軽部 晃① 山本 和男⑤ 小松崎 雅雄①
6.鹿行地区	鹿島 則良⑤ 額賀 健②	島 正美⑤ 立野 壯一④	花ケ崎 明治② 平山 一巳④	宮崎 良之⑤ 髙﨑 俊雄①	市村 正義③ 山本 次保②	鬼沢 弘子① 鈴木 一⑤	菊地 美博⑤
7.県南・千葉地区	竹島 徹② 芳住 幹男⑦ 山岡 登⑦	藤井 明③ 張替 和夫⑦ 結城 繁⑦	海老原 邦夫② 長妻 稔⑦ 川村 一幸⑦	風見 治⑦ 羽生 丈夫⑦ 髙橋 稔①	霜村 研一⑦ 池田 忠雄⑦ 宮本 博行①	野中 光雄⑦ 岩瀬 剛⑦ 石塚 善兵衛⑦	増川 剛⑦ 黒田 正⑦ 川野 健一②
合　計	131名　定数：100名以上180名以内						

※○内の数字は選任回数

（順不同、敬称略）

［総代の年齢別分布］

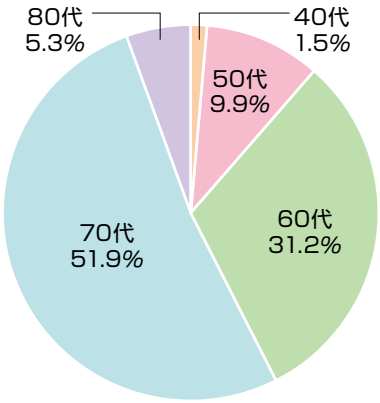

［総代の業種別分布］

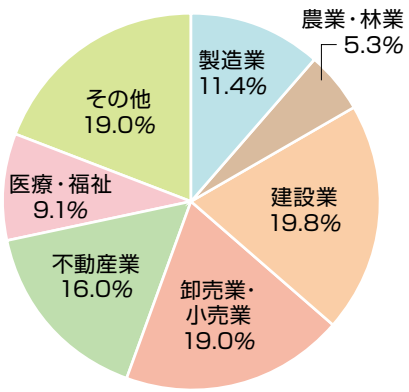

管理方針等

内部管理基本方針

1. 目的
　当金庫は、当金庫の業務ならびに当金庫、子会社および子法人等から成る集団（以下、「当金庫グループ」という。）の業務の健全性・適切性を確保するため、信用金庫法第 36 条第 5 項第 5 号に基づき、次のとおり内部管理基本方針を定め、組織全体に周知させることとする。

2. 法令等遵守体制
　当金庫は、当金庫グループの役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を次のとおり構築する。
(1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性および適切性を確保するための重要課題の一つとして位置付け、「水戸信用金庫行動基準」、「コンプライアンス・マニュアル」他を定め法令等遵守の重要性を役職員に周知徹底するとともに、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定する。
(2) 当金庫グループの法令等遵守に関する事項を一元的に審議・管理する「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンス統括担当をリスク統括部内に設置する。また、当金庫の本部各部、営業店ならびに子会社および子法人等に「コンプライアンス責任者」および「コンプライアンス担当者」を配置し、法令等遵守の徹底を図る。
(3) 不正行為等の早期発見と是正を行うため、職員がコンプライアンス違反行為の事実ないし、その疑義を認識した場合に、所属部店等の上司を介さず、匿名で直接コンプライアンス統括担当に報告・相談等を行うことのできるコンプライアンス・ホットラインを設置する。
(4) 反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、「反社会的勢力に対する基本方針」、「反社会的勢力等対応規程」を定め役職員に周知徹底するとともに、組織として対応するための体制を構築する。また、反社会的勢力の不当要求には、断固として拒絶し関係を持たないこととするとともに、職員の安全を確保し、組織全体で法的に対応する。
(5) 監査部は、法令等遵守態勢の適切性および有効性について監査を行い、その結果を理事会、常務会等および監事に報告するとともに、必要に応じ被監査部門（子会社および子法人等を含める。以下同じ。）および統括部門に改善すべき事項を指示し、その実施状況を検証する。

3. 情報の保存管理体制
　当金庫は、当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を次のとおり構築する。
(1) 理事の職務執行に係る理事会、常務会等の各議事録および各稟議書類等は、「理事会規程」、「常務会規程」等に基づき作成し、「文書保存、廃棄規程」等に則って、意思決定を行うために用いた資料とともに適切に保存・管理する。
(2) 理事および監事は、これらの文書を常時閲覧することができる。

4. リスク管理体制
　当金庫は、当金庫グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制を次のとおり構築する。
(1) 適正な統合的リスク管理を実現するため、「統合的リスク管理方針」、「統合的リスク管理規程」をリスク管理の基本として策定するとともに、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスク特性等に応じた管理方針、規程等を策定する。
(2) 当金庫グループのリスクを一元的に審議・管理する「統合リスク管理委員会」を設置するとともに、リスクカテゴリー毎の主管部門・担当部門を定め、リスク管理の実効性および相互牽制機能を確保する。
(3) 統合リスク管理委員会は、当金庫グループにおけるリスクの状況を定期的または必要に応じ理事会に報告する。また、特に経営に重大な影響を与える事案については、理事会に速やかに報告または付議する。
(4) 監査部は、リスク管理の実効性を確保するために監査を行い、その結果を理事会、常務会等および監事に報告するとともに、必要に応じ被監査部門および主管部門・担当部門に改善すべき事項を指示し、その実施状況を検証する。
(5) 大規模災害、システム障害および風評リスク等緊急事態の発生に伴い生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、「危機管理要領」に基づいて危機管理態勢を整備する。

5. 理事の職務の執行体制
　当金庫は、当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を次のとおり構築する。
(1) 理事会を原則月 1 回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、当金庫の経営の基本方針および業務執行等に関する重要事項について意思決定を行う。
(2) 理事会は、全役職員が共有する経営計画および年度毎の事業計画を定め、目標を明確にするとともに、目標の達成、進捗状況等について検討・評価する。
(3) 理事の職務の執行が効率的に行われているかを、会員および預金者等関係者からも確認できるように、経営関連情報の開示を適時・適切に行い、経営の透明性を高める。

6. 業務の適切性を確保する体制
　当金庫は、当金庫グループの業務の適正を確保するための体制を次のとおり構築する。
(1) 当金庫の代表理事は、子会社および子法人等の代表取締役から定期的に同社の取締役等の職務執行状況のうち経営上の重要事項に関する報告を受ける。報告を受けた代表理事は、必要に応じてその内容を理事会等に報告する。
(2) 監事および監査部は、当金庫グループの業務について、法令等に抵触しない範囲において定期的に監査を行う。監査部は、その結果を代表理事に報告する。報告を受けた代表理事は、必要に応じてその内容を理事会等に報告する。
(3) 当金庫は、子会社および子法人等が業務運営方針や事業計画その他重要事項を策定するのにあたり、当金庫の経営方針等に準拠した内容としているかを検証する。
(4) 当金庫は、子会社および子法人等における業務運営方針や事業計画に基づく事業の実施状況を定期的に管理・検証し、必要に応じてその結果を理事会等に報告する。
(5) 当金庫と当金庫の子会社および子法人等との取引が、弊害防止措置等の遵守やアームズ・レングス・ルールの遵守の観点から適切なものとなるよう、総合企画部や監査部が定期的にモニタリングするなどの措置を講ずる。

7. 監事の職務の補助
　当金庫は、当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項を次のとおりとする。
(1) 監事が、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合、理事は監事と協議のうえ、人員を配置する。
(2) 監事を補助すべき職員の配置にあたっては、当該業務等を十分検証できる能力を有するものを配置する。

8. 監事の職務を補助する職員の独立性等
　当金庫は、当金庫の監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性等に関する事項を次のとおりとする。
(1) 監事の職務を補助すべき職員は、他部署を兼務せず、当該監査業務に関し監事の指揮命令に従い、監事以外のものからの指揮命令は受けないこととする。
(2) 理事は、監事の職務を補助すべき職員の人事異動および考課等の人事権に係る事項の決定については、予め監事の同意を求めることとする。

9. 監事への報告体制
　当金庫は、当金庫の理事および職員ならびに子会社および子法人等の役職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制を次のとおり構築する。
(1) 当金庫の理事および職員は、当金庫グループにおける次に定める事項について事態認識後直ちに監事に報告するものとする。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
　①理事会（子会社および子法人等においては取締役会）および常務会で決議された事項
　②当金庫グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
　③経営状況に関する重要な事項
　④内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
　⑤重大な法令・定款違反
　⑥コンプライアンス・ホットラインの運用および通報の内容
　⑦コンプライアンス違反およびその他コンプライアンス上重要な事項
(2) 当金庫は、公益通報者保護に関する規程等に基づき、監事への報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。
(3) 監事は、当金庫グループの業務執行に係る重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて当金庫の理事および職員ならびに子会社および子法人等の役職員に対して説明を求めることができる。
(4) 監事は、理事会のほか常務会、コンプライアンス委員会、統合リスク管理委員会、ALM 委員会など経営の業務執行に係わる重要な会議等に出席し報告を求めることができる。

10. その他監事の監査の実効性を確保する体制
　当金庫は、その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を次のとおり構築する。
(1) 監事が作成する監査計画に基づく監査の実施に対し、理事および職員は協力する。
(2) 代表理事は、監事と当金庫が対処すべき課題、監事監査の環境整備の状況等について定期的に意見交換を行う。
(3) 監事は、監査部、監査法人等との連携を保ち、監査の実効性の確保に努める。
(4) 監事は、監査部に対して調査を求めることができる。また、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用できる。
(5) 監事は、必要に応じて契約書類、稟議書、各会議議事録等を閲覧できる。
(6) 当金庫は、当金庫の事業計画および監事の監査計画等に基づき、毎年、一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、予め監事の同意を求めることとする。

11. 基本方針の改廃
　本基本方針の改廃は、理事会が決議する。

コンプライアンス基本方針

1. 社会的使命と公共性の自覚と責任
水戸信用金庫ならびに水戸信用金庫の子会社および子法人等から成る集団（以下、「当金庫グループ」といいます。）は、地域社会の一員としての社会的責任と公共的使命を常に自覚し、自己責任に基づく健全な業務運営の遂行に努めます。
2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
当金庫グループは、セキュリティ・レベルに十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域社会の発展に貢献します。
3. 法令やルールの厳格な遵守
当金庫グループは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
4. 地域社会とのコミュニケーション
当金庫グループは、経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。
5. 職員の人権の尊重等
当金庫グループは、職員・社員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保します。
6. 環境問題への取り組み
当金庫グループは、資源の効率的利用や廃棄物の削減を推進するとともに、環境保全に寄与する金融サービスの提供に努めるなど、環境問題に積極的に取り組みます。
7. 社会貢献活動への取り組み
当金庫グループが地域社会の中において存続・発展し得る存在であることを自覚し、「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組みます。
8. 反社会的勢力の排除
当金庫グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を断固として排除します。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

1. 私たちは、金融機関としての職業倫理をもって、お客さまの最善の利益を第一に、誠実・公正に業務を行ってまいります。
2. 私たちは、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、お客さまとの利益相反管理を適切に行ってまいります。
3. 私たちは、金融商品の販売やサービスの提供にあたり、お客さまにご負担いただく手数料その他の費用の詳細について、適切な資料に基づき、わかりやすい丁寧な説明を行います。
4. 私たちは、金融商品の販売や推奨等を行ううえでの重要な情報について、お客さまにご理解いただけますよう、わかりやすい丁寧な説明を行います。
5. 私たちは、お客さまとの対話を通して、お客さまお一人おひとりにふさわしい金融商品の販売や推奨等を行います。
6. 当金庫は、お客さまの最善の利益を図るための職員に対する適切な教育を行ってまいります。

顧客保護等管理方針

水戸信用金庫ならびに水戸信用金庫の子会社および子法人等から成る集団（以下、「当金庫グループ」といいます。）は、お客さまとのお取引に際しましては法令やルールを厳正に遵守し、社会的規範に則った誠実かつ公正な業務運営を遂行するとともに、お客さまの正当な利益の保護および利便性の向上に向けて、継続的な取り組みを行ってまいります。

1. 当金庫グループは、お客さまに十分ご理解をいただいた上でお取引いただけるよう、金融取引や商品等に関するお客さまの知識、経験、財産の状況およびご契約の目的に応じて適切な情報の提供と商品説明を行います。
2. 当金庫グループは、お客さまからお申出のあった、ご意見、ご相談および苦情等につきましては、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるように努めるとともにお客さまの正当な利益が保護されるよう努めてまいります。
3. 当金庫グループは、お客さまの情報を適性かつ適法な手段で取得し、お客さまの同意がある場合や法令等により開示が求められた場合等を除いて、利用目的の範囲を超えた利用や第三者への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つように努めるとともに情報への不正なアクセスや情報の流失・紛失等防止のため、必要かつ適正な措置を講じてまいります。
4. 当金庫グループが行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまの利益を守るため、委託先に対して適切かつ十分な管理を実施いたします。
5. 当金庫グループは、お客さまとの取引で生じうる利益相反のおそれのある取引につきましては、法令等に従って適正に管理する体制を整備するとともにお客さまの利益が不当に害されることを防止するため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。

※本方針における「お客さま」とは、「当金庫グループをご利用されている方および利用しようとしている方」を意味します。
※お客さま保護の必要性のある業務とは、預金等の受入れ、与信取引、金融商品の販売および募集等においてお客さまと当金庫グループとの間で行われるすべての取引に関する業務です。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫およびみとしんリース株式会社（以下、総称して「当金庫等」といいます。）がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
（1）次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
①当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
②当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
③当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を利用して行う取引
（2）①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融商品勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明いたします。
3. 当金庫は、誠実・公平な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。店舗内での勧誘については所定の営業時間内、訪問・電話による勧誘については午前９時から午後８時までといたします。ただし、事前にお客さまからのご了解をいただいている場合を除きます。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

組織・役員

組織図

（令和元年６月30日現在）

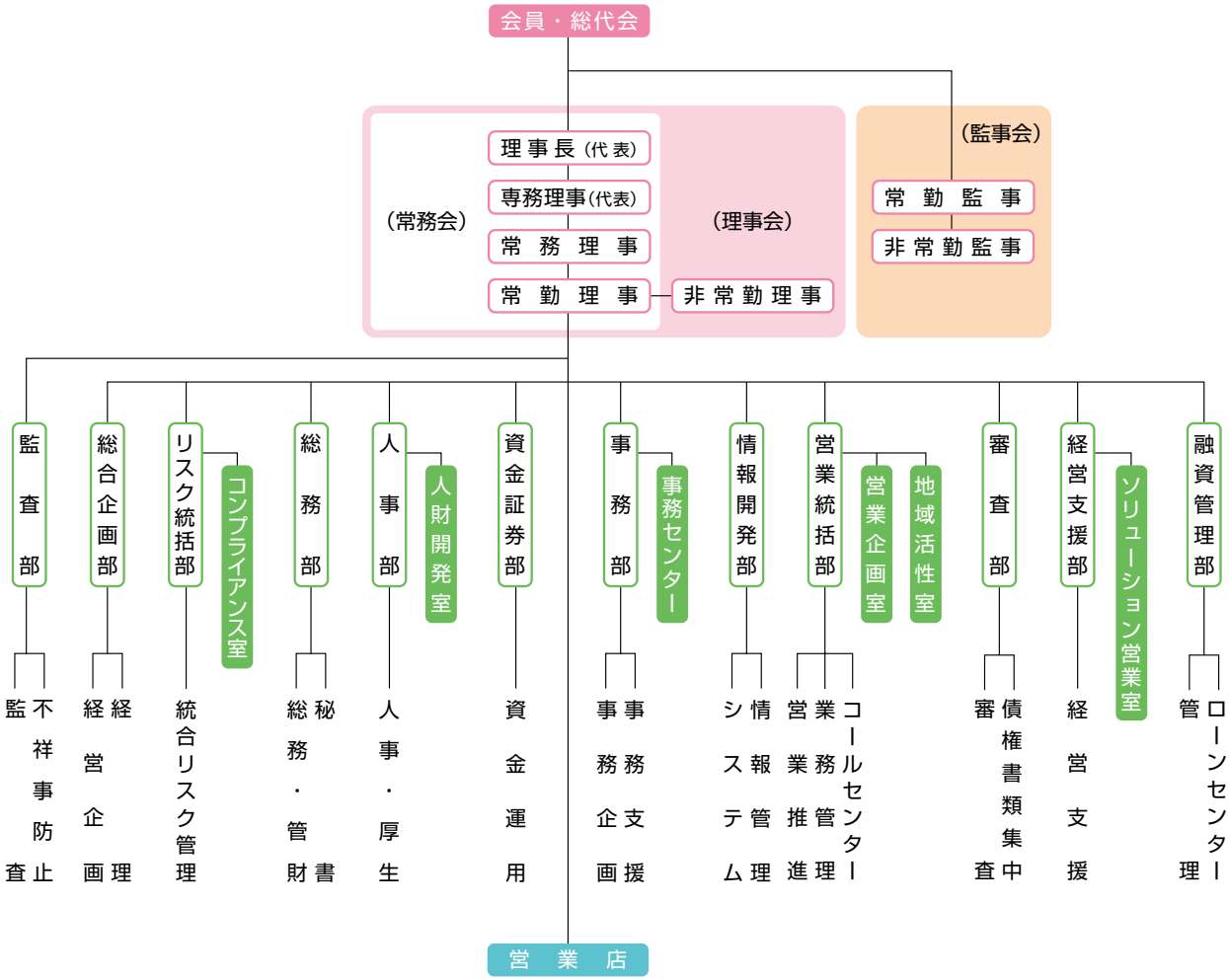

役　員

（令和元年６月30日現在）

理事長（代表理事）	塙　由博	理事（常勤）	安重　正和	理事（非常勤）	長野　正紀 ※1
専務理事（代表理事）	居村　徹也	理事（常勤）	飯村　次男	理事（非常勤）	岡田　幸彦 ※1
専務理事（代表理事）	興野　方人	理事（常勤）	照沼　政彦	監事（常勤）	廣瀬　千秋
常務理事（常勤）	桑名　尚身	理事（常勤）	寺門喜久夫	監事（非常勤）	櫻井　敏行 ※2
常務理事（常勤）	小橋　昭弘	理事（常勤）	酒井　充	監事（非常勤）	福田　敬士 ※2

※1は「総代会の機能向上策に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事
※2は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事

沿革

1945年 1月	市街地信用組合法に基づき水戸信用組合を設立し、事務所を水戸市泉町に開設
8月	戦災で店舗消失、仮店舗を馬口労町に開設
1950年 3月	店舗（本店）を水戸市大工町へ移転
1952年 6月	信用金庫法に基づき水戸信用金庫に組織を変更 預金残高 8,600 万円、出資金 500 万円
1953年 4月	最初の支店（赤塚支店）を水戸市赤塚町に開設
1956年 7月	磯原信用金庫と合併。合併後預金残高４億4,800万円、出資金 2,300 万円
1958年12月	預金残高 10 億円を突破。営業店舗 7 ヵ店、役職員数 105 名
1959年10月	水戸市大工町に本店新築、移転
1963年 3月	預金残高 50 億円を突破。営業店舗 8 ヵ店、役職員数 183 名
1966年12月	預金残高 100 億円を突破。営業店舗 9 ヵ店、役職員数 269 名
1970年12月	預金残高 200 億円を突破。営業店舗 9 ヵ店、役職員数 303 名
1972年 6月	那珂湊信用金庫と合併。合併後預金残高 270 億8,700 万円。出資金 3 億 8,700 万円
1974年12月	預金残高 500 億円を突破。営業店舗 12 ヵ店、役職員数 397 名
1975年 1月	創立 30 周年記念式典
4月	「みとしん経営研究会」発足
11月	日本銀行歳入代理店の認可
1977年 8月	「みとしん黄門会」発足
1978年12月	CD カード取扱開始。預金残高 1,000 億円を突破。営業店舗 15 ヵ店、役職員数 540 名
1983年 3月	しんきんネットキャッシュサービス開始
6月	国債等の窓口販売取扱開始
1984年12月	預金残高 2,000 億円を突破。営業店舗 22 ヵ店、役職員数 630 名
1985年 1月	創立 40 周年記念式典
1988年 1月	新オンラインに移行
9月	得意先活動にハンディ端末機導入
1989年 8月	I-NET キャッシュサービス開始 預金残高 3,000 億円を突破。営業店舗 29 ヵ店、役職員数 686 名
1990年 7月	全国キャッシュサービス開始
1991年10月	「みとしん青年重役会」発足
11月	CI 発表
12月	預金残高 4,000 億円を突破。営業店舗 35 ヵ店、役職員数 707 名
1992年 4月	アンサーサービス開始
12月	データ伝送サービス開始
1994年 5月	水戸市城南に本店新築、移転。大工町支店開設 店舗数 40 ヵ店、水戸市内 10 ヵ店
1995年 1月	創立 50 周年記念式典
10月	「みとしん資産活用研究会」発足
1996年 1月	信託代理業務取扱開始
1998年 9月	年金フリーダイヤルの設置
11月	外貨定期預金の取扱開始（2019年6月に取扱中止） 全店合同「年金友の会」発足
1999年12月	ホームページ開設（http://www.mitoshin.co.jp/）
2000年 5月	龍ケ崎信用金庫と合併し、新生「水戸信用金庫」としてスタート
	合併後預金残高 6,306 億円、出資金 17 億円、営業店舗 56 ヵ店、役職員数 911 名
12月	しんきんゼロネットサービス開始
2001年 3月	スポーツ振興くじ払戻業務取扱開始
4月	デビットカードサービス取扱開始。保険窓口販売開始
12月	投資信託窓口販売開始
2002年 7月	県内初の土日通常営業店舗、龍ケ岡支店開設
9月	石岡信用金庫の事業譲り受け
11月	個人年金保険等生命保険の窓口販売開始
2003年 1月	土浦信用金庫と合併。合併後預金残高 10,554 億円、出資金 41 億円、営業店舗 82 ヵ店、役職員数 1,271 名
5月	郵便貯金（現ゆうちょ銀行）との提携キャッシュサービス開始
6月	個人向け国債取扱開始
7月	アイワイバンク（現セブン銀行）との提携キャッシュサービス開始
2004年 7月	「法人キャッシュカード」取扱開始 投資信託受益証券の窓口販売を全店に拡大
9月	「みとしんビジネスダイレクト」取扱開始
2005年 1月	無利息型普通預金取扱開始
3月	個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）制定
2006年 4月	イメージキャラクターとして「アンパンマン」を採用
2007年10月	赤塚支店、土日営業店舗としてリニューアルオープン
2008年 5月	医療保険、がん保険取扱開始
6月	イオン銀行との提携キャッシュサービス開始
2009年 6月	当金庫３番目の土日営業店舗研究学園支店開設
11月	みとしんビジネスマッチングサービス開始
2010年 4月	学資保険取扱開始
7月	新オンラインシステムへ移行
2011年 5月	水戸ホーリーホックとスポンサー契約締結
6月	茨城県と「茨城県認知症普及啓発対策企業連携事業」についての協定締結
2012年 3月	菅谷支店リニューアルオープン
2013年 5月	大工町支店リニューアルオープン
12月	磯原支店リニューアルオープン 北茨城市と「災害時応援協定」を締結
2014年 9月	日本政策金融公庫と業務連携
11月	土浦支店リニューアルオープン
2015年 3月	土浦市と「災害協定」を締結
8月	創業支援施設「夢ぷらざ」の開設 茨城県よろず支援拠点の連携協定の締結
12月	REVIC と「特定専門家派遣」に関する契約を締結
2016年 2月	ホームページリニューアル
10月	「第１回 水戸黄門漫遊マラソン」に特別協賛
2017年 4月	第 20 次中期経営計画策定
9月	新オンラインシステムへ移行
10月	くるみん認定を取得
11月	茨城県女性が輝く優良企業認定制度において３つ星を取得
2018年 3月	パーソルホールディングス（株）と業務提携
5月	牛久支店リニューアルオープン
12月	「しんきん圏央道アライアンス」に関する協定の締結 ㈱ Origami との業務提携
2019年 2月	「健康経営優良法人 2019（ホワイト 500）」認定の取得

信金中央金庫のご紹介

信金中央金庫は、全国各地にある信用金庫の出資によって設立された協同組織金融機関で、信用金庫の中央金融機関としての役割を担っています。

全国の信用金庫から預け入れられた資金や信金中央金庫が金融債を発行して調達した資金をもとに、地方公共団体、地元企業および PFI 事業等への直接貸出を推進するとともに、信用金庫と協力して、信用金庫のお取引先である中小企業や地域住民の皆さまの多様なニーズにお応えしています。

信金中央金庫

- ●総資産　39 兆円
- ●拠点数　国内 14　海外 5
- ●連結自己資本比率　23.65%（国内基準）

※計数は平成 31 年 3 月末のものです。

証券業務	しんきん証券(株)
	信金インターナショナル(株)
投資運用業務	しんきんアセットマネジメント投信(株)
消費者信用保証業務	信金ギャランティ(株)
投資・M&A 仲介業務	信金キャピタル(株)
データ処理の受託業務等	(株)しんきん情報システムセンター
事務処理の受託業務等	信金中金ビジネス(株)

信用金庫の中央金融機関としての主な役割

信金中央金庫は、信用金庫の中央金融機関として、①信用金庫の業務機能の補完、②信用金庫業界の信用力の維持・向上という 2 つの大きな役割を果たしています。

1. 信用金庫の業務機能の補完

信金中央金庫は、信用金庫のお客さまのニーズの多様化・高度化、他業態との競争激化など、信用金庫を取り巻く経営環境の変化に対し、信用金庫が迅速に対応できるよう、子会社 7 社とともにグループ一体となって魅力ある金融商品・サービスの提供を行っています。

〈金融商品・サービス例〉

- 海外展開支援
- 外国為替業務
- 商談会への大手バイヤー企業の招聘
- M&A 仲介
- 私募債財務代理

2. 信用金庫業界の信用力の維持・向上

信用金庫の健全性を確保し、信用金庫業界の信用力の維持・向上を図るため、信用金庫業界は「信用金庫経営力強化制度」というセーフティネットを築いています。

信金中央金庫は、「信用金庫経営力強化制度」に基づき経営分析、経営相談、資本増強を行い、信用金庫業界の信用秩序維持に万全を期しています。

●信用金庫経営力強化制度

信金中央金庫 ⇔ 経営分析制度 ⇔ 経営相談制度 ⇔ 資本増強制度 ⇔ Face to Face 信用金庫

計数編

CONTENTS

【財務データ】

財務諸表
〔１〕貸借対照表 ……31
〔２〕損益計算書 ……32
〔３〕剰余金処分計算書 ……32

経営指標
〔４〕主な経営指標の推移 ……35
〔５〕預貸率 ……35
〔６〕預証率 ……35
〔７〕総資産利益率 ……35
〔８〕業務粗利益及び業務粗利益率 ……36
〔９〕資金運用勘定・調達勘定の平均残高、利息、利回 ‥36
〔10〕総資金利鞘 ……36
〔11〕職員１人あたりの預金積金・貸出金残高 ……36
〔12〕１店舗あたりの預金積金・貸出金残高 ……36

損益
〔13〕受取利息・支払利息の増減 ……37
〔14〕経費の内訳 ……37
〔15〕報酬体系 ……37

預金
〔16〕預金積金科目別内訳 ……38
〔17〕預金者別内訳 ……38
〔18〕預金積金会員・会員外別内訳 ……38

貸出金
〔19〕貸出金科目別内訳 ……39
〔20〕貸出金固定金利・変動金利別内訳 ……39
〔21〕貸出金業種別内訳 ……39
〔22〕貸出金担保別内訳 ……40
〔23〕貸出金使途別内訳 ……40
〔24〕貸出金会員・会員外別内訳 ……40
〔25〕消費者ローン・住宅ローン残高 ……40
〔26〕貸倒引当金残高 ……40
〔27〕貸出金償却額 ……40

不良債権
〔28〕リスク管理債権 ……41
〔29〕金融再生法開示債権 ……41

有価証券
〔30〕有価証券科目別内訳 ……42
〔31〕公共債引受額 ……42
〔32〕公共債窓販実績 ……42
〔33〕有価証券の残存期間別残高 ……42
〔34〕商品有価証券の種類別内訳 ……42
〔35〕有価証券の時価情報 ……43

その他
〔36〕金銭の信託の時価情報 ……44
〔37〕規則第 102 条第 1 項第 5 号に掲げる取引……44
〔38〕代理貸付残高の状況 ……44
〔39〕債務保証見返額担保別内訳 ……44
〔40〕退職給付会計 ……45

連結情報
〔41〕子会社等の概況 ……46

自己資本の充実の状況
定性的な開示事項 ……47
定量的な開示事項（単体）……49
定量的な開示事項（連結）……55

主要な事業の内容

1.預金業務	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、譲渡性預金等	
2.貸出業務	(1) 貸付	手形貸付、証書貸付、当座貸越
	(2) 手形の割引	銀行引受手形、商業手形および荷付為替手形等の割引
3.有価証券投資業務	預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券への投資	
4.内国為替業務	送金為替、当座振込、代金取立等	
5.外国為替取次業務	輸出、輸入および外国送金その他外国為替に関する各種業務	
6.附帯業務	(1) 代理業務	①日本銀行歳入代理店 ②地方公共団体の公金取扱業務 ③信金中央金庫・日本政策金融公庫等の代理貸付業務 ④株式払込金の受入代理業務、株式配当金の支払代理業務 ⑤信託代理店業務
	(2) 保護預りおよび貸金庫業務 (4) 債務の保証 (6) 国債等公共債および投資信託の窓口販売 (8) 両替 (10) 保険商品等の窓口販売（保険業法275条第1項により行う保険募集） (11) 地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託業務 (12) 当せん金付き証票の販売事務業務 (13) スポーツ振興くじ払戻し業務 (14) 企業等からの合併・買収および営業譲渡等に関する仲介並びに助言・指導 (15) 電子債権記録業に係る業務 (16) 高齢者居住支援センターから委託を受けて行う債務保証の受付・事務	(3) 有価証券の貸付 (5) 公共債の引受 (7) 振替業 (9) 金融等デリバティブ取引

財務諸表

〔１〕貸借対照表

●資産の部

（単位：百万円）

科　　目	平成29年度	平成30年度
現金	11,804	11,235
預け金	320,821	325,004
買入金銭債権	150	1,116
金銭の信託	2,887	2,782
有価証券	397,757	396,178
国債	22,333	22,172
地方債	206,390	203,609
社債	107,883	105,229
株式	539	537
その他の証券	60,609	64,629
貸出金	454,713	451,594
割引手形	683	547
手形貸付	27,457	30,084
証書貸付	413,140	405,774
当座貸越	13,431	15,187
その他資産	8,535	8,364
未決済為替貸	99	166
信金中金出資金	5,700	5,700
前払費用	0	0
未収収益	1,516	1,385
その他の資産	1,219	1,112
有形固定資産	15,985	15,199
建物	6,079	5,984
土地	8,610	8,128
リース資産	137	121
建設仮勘定	160	－
その他の有形固定資産	996	965
無形固定資産	2,183	1,942
ソフトウェア	1,913	1,673
その他の無形固定資産	269	268
債務保証見返	2,104	1,847
貸倒引当金	△ 14,550	△ 14,223
（うち個別貸倒引当金）	（△ 12,532）	（△ 11,828）
資産の部合計	1,202,393	1,201,042

●負債及び純資産の部

（単位：百万円）

科　　目	平成29年度	平成30年度
預金積金	1,121,504	1,117,578
当座預金	7,906	8,457
普通預金	423,094	432,839
貯蓄預金	1,934	1,934
通知預金	2,045	1,949
定期預金	666,128	652,432
定期積金	16,637	15,740
その他の預金	3,757	4,225
借用金	37,169	36,246
借入金	27,169	26,246
当座借越	10,000	10,000
その他負債	2,091	2,133
未決済為替借	324	437
未払費用	1,116	931
給付補てん備金	5	4
前受収益	188	212
払戻未済持分	42	38
リース債務	148	131
資産除去債務	126	145
その他の負債	138	231
退職給付引当金	412	280
役員退職慰労引当金	29	21
睡眠預金払戻損失引当金	98	138
保証協会偶発損失引当金	297	299
子会社等支援損失引当金	331	346
繰延税金負債	765	1,562
債務保証	2,104	1,847
負債の部合計	1,164,805	1,160,455
出資金	11,093	11,263
普通出資金	6,343	6,513
優先出資金	4,750	4,750
資本剰余金	4,750	4,750
資本準備金	4,750	4,750
利益剰余金	17,153	18,011
利益準備金	4,887	4,987
その他利益剰余金	12,266	13,023
特別積立金	11,330	11,330
当期未処分剰余金	935	1,693
会員勘定合計	32,997	34,024
その他有価証券評価差額金	4,590	6,562
評価・換算差額等合計	4,590	6,562
純資産の部合計	37,588	40,587
負債及び純資産の部合計	1,202,393	1,201,042

〔２〕損益計算書

（単位：千円）

科　　目	平成29年度	平成30年度
経常収益	18,737,401	17,587,879
資金運用収益	15,894,345	15,018,977
貸出金利息	10,585,172	10,172,821
預け金利息	953,298	860,505
有価証券利息配当金	4,209,702	3,829,814
その他の受入利息	146,172	155,835
役務取引等収益	1,305,352	1,304,434
受入為替手数料	540,547	533,086
その他の役務収益	764,804	771,347
その他業務収益	69,039	128,550
外国為替売買益	—	2,709
国債等債券売却益	11,736	25,159
その他の業務収益	57,303	100,681
その他経常収益	1,468,663	1,135,917
償却債権取立益	726,215	782,260
株式等売却益	481,057	18,925
金銭の信託運用益	78,206	88,125
その他の経常収益	183,183	246,606
経常費用	16,478,038	16,014,992
資金調達費用	462,510	351,272
預金利息	200,534	157,458
給付補てん備金繰入額	3,598	3,483
借用金利息	255,190	190,329
その他の支払利息	3,186	—
役務取引等費用	1,688,817	1,680,598
支払為替手数料	97,018	96,441
その他の役務費用	1,591,798	1,584,156
その他業務費用	7,109	112,976
外国為替売買損	2,697	—
国債等債券売却損	—	104,543
その他の業務費用	4,412	8,433
経費	12,030,258	11,680,071
人件費	7,399,808	7,091,586
物件費	4,336,211	4,282,622
税金	294,238	305,862
その他経常費用	2,289,342	2,190,073
貸倒引当金繰入額	1,660,431	1,192,957
貸出金償却	289,495	590,514
株式等売却損	4,893	22,853
株式等償却	—	560
その他資産償却	49,551	53,706
その他の経常費用	284,969	329,481
経常利益	2,259,363	1,572,887

（単位：千円）

科　　目	平成29年度	平成30年度
特別利益	4,299	10,799
その他の特別利益	4,299	10,799
特別損失	130,190	474,982
固定資産処分損	237	40,576
減損損失	129,953	434,405
税引前当期純利益	2,133,472	1,108,704
法人税、住民税及び事業税	25,623	30,076
法人税等調整額	1,405,270	45,379
法人税等合計	1,430,893	75,455
当期純利益	702,578	1,033,248
繰越金（当期首残高）	233,392	660,043
当期未処分剰余金	935,970	1,693,292

〔３〕剰余金処分計算書

（単位：千円）

科　　目	平成29年度	平成30年度
当期未処分剰余金	935,970	1,693,292
剰余金処分額	275,926	888,141
利益準備金	100,000	110,000
普通出資に対する配当金	61,926	64,141
（配当率）	（年 1.0%）	（年 1.0%）
優先出資に対する配当金	114,000	114,000
（配当率）	（年 1.2%）	（年 1.2%）
特別積立金	—	600,000
繰越金（当期末残高）	660,043	805,151

（注）優先出資に対する配当率1.2%は発行価額（95億円）に対する割合です。
　　貸借対照表上の優先出資金（47億５千万円）に対する割合としては2.4%となります。

平成29年度、平成30年度の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の２第３項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人（旧：新日本有限責任監査法人）の監査を受けております。

平成30年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。
令和元年６月25日

水戸信用金庫
理　事　長　塙　由博

財務諸表

注記事項

1. 貸借対照表　注記

(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
(2) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(3) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
(4) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物	5 年～50 年	その他	3 年～47 年

(5) 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として 5 年～10 年）に基づいて償却しております。
(6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
(7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
(8) 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 22,143 百万円であります。
(9) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法（又は損益処理方法）は次のとおりであります。
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定率法により、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。
また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります
①制度全体の積立状況に関する事項（平成 30 年 3 月 31 日現在）

年金資産の額	1,669,710 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,806,457 百万円
差引額	△ 136,747 百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成 30 年 3 月 31 日現在）　0.9749%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 197,854 百万円及び別途積立金 61,107 百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 19 年 0 ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金 185 百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
(10) 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
なお、当金庫は、平成 20 年 4 月 25 日開催の理事会の決議、及び平成 20 年 4 月 25 日開催の監事会の決議に基づき、役員退職慰労金に関する内規を廃止しました。これに伴い、平成 20 年 6 月 24 日開催の定時総代会において、同総代会終結時に在任する理事、監事に対し、同総代会終結時までの在任期間に応じた退職慰労金を退任時に打ち切り支給すること、および、その具体的金額方法等は、理事については理事会、監事については監事会の協議に一任することを決議しました。このため、当該支給見込額については、引き続き役員退職慰労引当金に含めて計上しております。
(11) 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
(12) 保証協会偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
(13) 子会社等支援損失引当金は、子会社等の支援に係る損失に備えるため、子会社等の財政状態を勘案して損失負担見積額を計上しております。
(14) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
(15) 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、「その他の資産」に計上し、5 年間で均等償却を行っております。
(16) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 14 百万円
(17) 子会社等の株式又は出資金の総額 50 百万円
(18) 子会社等に対する金銭債権総額 3,248 百万円
(19) 子会社等に対する金銭債務総額 1,017 百万円
(20) 有形固定資産の減価償却累計額 23,545 百万円
(21) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
(22) 貸出金のうち、破綻先債権額は 327 百万円、延滞債権額は 24,656 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
(23) 貸出金のうち、3 ヵ月以上延滞債権額は 48 百万円であります。
なお、3 ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
(24) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 5,268 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります
(25) 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 30,300 百万円であります。なお、(22) から (25) に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
(26) 手形割引は、日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 547 百万円であります。
(27) 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	預け金	44,500 百万円
担保資産に対応する債務	借用金	36,178 百万円

上記のほか、為替決済、当座借越、その他収納事務等の取引の担保として、現金 1 百万円、預け金 12,977 百万円、有価証券 997 百万円を差し入れております。
(28) 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は 1,439 百万円であります。
(29) 出資 1 口当たりの純資産額 4,755 円 37 銭
(30) 金融商品の状況に関する事項
①金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。
②金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
③金融商品に係るリスク管理体制
A. 信用リスクの管理
当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部、経営支援部および融資管理部により行われ、また、定期的に経営陣による統合リスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
B. 市場リスクの管理
（ⅰ）金利リスクの管理
当金庫は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。統合リスク管理委員会において決定された ALM に関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。
（ⅱ）為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
（ⅲ）価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、統合リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、行われております。このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。資金証券部で保有している株式の多くは、投資目的で保有しているものであり、市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は、資金証券部を通じ、理事会及び統合リスク管理委員会において定期的に報告されております。
（ⅳ）市場リスクに係る定量的情報
当金庫では、「預け金」のうち市場性預金、「買入金銭債権」、「有価証券」、「貸出金」のうち市場性貸出金の市場リスク量をＶａＲにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当金庫の VaR は分散共分散法（保有期間 3 カ月（約 60 営業日）、信頼区間 99.0%、観測期間 5 年（約 1,200 営業日））により算出しており、平成 31 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で 6,180 百万円です。
ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
C. 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ＡＬＭを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
(31) 金融商品の時価等に関する事項
平成 31 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注 1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注 2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
① 預け金	325,004	325,549	544
② 有価証券（＊1）			
満期保有目的の債券	73,933	77,180	3,246
その他有価証券	322,428	322,428	－
③ 貸出金（＊2）	451,594		
貸倒引当金（＊3）	△14,051		
	437,542	454,111	16,568
金融資産計	1,158,909	1,179,269	20,359
① 預金積金	1,117,578	1,117,543	△35
② 借用金	36,246	39,698	3,451
金融負債計	1,153,825	1,157,242	3,416

（＊1）有価証券には、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。
（＊2）貸出金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
（＊3）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注 1) 金融商品の時価等の算定方法
[金融資産]
(1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。
(2) 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。
自金庫保証付私募債は、当該債券から生じるキャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いた金額から貸倒引当金を控除した額を時価とみなしております。
なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、(32) から (34) に記載しております。
(3) 貸出金
貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
② ①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP 金利）で割り引いた価額
[金融負債]
(1) 預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1 年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
(2) 借用金
借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される適用金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。なお、残存期間が短期間（1 年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区　分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（＊1）	50
非上場株式（＊1）	214
組合出資金（＊2）	553
買入金銭債権（＊3）	1,114
合計	1,932

(＊1) 子会社・子法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
(＊2) 当事業年度において、非上場株式について０百万円減損処理を行っております。
(＊3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。
(＊4) 買入金銭債権のうち、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては時価開示の対象とはしておりません。

(32) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。以下 (34) まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種　類	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	997	1,032	34
	地方債	63,258	66,214	2,955
	社債	9,676	9,933	256
	小計	73,933	77,180	3,246
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	小計	－	－	－
合計		73,933	77,180	3,246

その他有価証券

(単位：百万円)

	種　類	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	235	82	153
	債券	257,077	249,939	7,138
	国債	21,174	19,940	1,233
	地方債	140,351	135,987	4,363
	社債	95,552	94,011	1,541
	その他	44,896	42,380	2,515
	外国証券	21,623	21,300	323
	その他	23,273	21,080	2,192
	小計	302,210	292,402	9,807
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	37	37	△0
	債券	－	－	－
	その他	19,178	19,705	△527
	外国証券	8,117	8,200	△82
	その他	11,061	11,505	△444
	小計	19,216	19,743	△527
合計		321,426	312,146	9,280

(33) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	－	－	－
債券	11,118	6	73
国債	2,980	6	10
地方債	2,268	－	31
社債	5,869	－	31
その他	776	20	48
外国証券	－	－	－
その他	776	20	48
合計	11,894	27	122

(34) 売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
当事業年度における減損処理額は、０百万円（うち、株式０百万円）であります。

(35) その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差　額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	2,782	3,000	△217	－	△217

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(36) 有担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「国債」に合計 5,500 百万円含まれております
(37) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、111,579 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 24,485 百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
(38) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。
繰延税金資産
貸倒引当金損金算入限度額超過額　8,563 百万円
有価証券償却損金不算入額　51 百万円
退職給付引当金損金不算入額　77 百万円
減価償却損金算入限度額超過額　170 百万円
未払費用損金不算入額　168 百万円
繰越欠損金　7,868 百万円
その他　718 百万円
繰延税金資産小計　17,617 百万円
評価性引当額　△ 16,587 百万円
繰延税金資産合計　1,030 百万円
繰延税金負債
貸倒引当金戻入益金不算入額　75 百万円
資産除去費用　15 百万円
その他有価証券評価差額金　2,501 百万円
繰延税金負債合計　2,592 百万円
繰延税金負債の純額　1,562 百万円

2. 損益計算書　注記

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
(2) 子会社との取引による収益総額　53,942 千円
子会社との取引による費用総額　102,994 千円
(3) 出資１口当たり当期純利益金額　143円14銭
(4)「その他の経常収益」は、睡眠預金雑益繰入246,606千円であります。
(5)「その他の経常費用」には、保証協会偶発損失引当金繰入148,376千円、及び睡眠預金払戻損失引当金繰入97,766千円、子会社等支援損失引当金繰入15,628千円、債権売却に伴う売却損60,826千円、保証料調整金2,958千円、所有不動産減価償却3,925千円が含まれております。
(6)「その他の特別利益」は、子会社清算益7,882千円、及び保証協会損失補償金回収額2,916千円であります。

経営指標

〔４〕主な経営指標の推移

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
経常収益	（百万円）	22,550	21,330	20,150	18,737	17,587
経常利益	（百万円）	1,450	1,463	1,219	2,259	1,572
当期純利益	（百万円）	1,096	1,099	759	702	1,033
預金積金残高	（百万円）	1,151,978	1,148,450	1,115,061	1,121,504	1,117,578
貸出金残高	（百万円）	477,699	456,894	456,328	454,713	451,594
有価証券残高	（百万円）	458,209	425,474	399,459	397,757	396,178
純資産額	（百万円）	37,536	39,315	37,726	37,588	40,587
総資産額	（百万円）	1,231,061	1,226,492	1,220,735	1,202,393	1,201,042
単体自己資本比率	（　％　）	8.24	8.21	8.10	7.77	7.86
出資総額	（百万円）	10,931	10,969	10,925	11,093	11,263
普通出資	（百万円）	6,181	6,219	6,175	6,343	6,513
優先出資	（百万円）	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750
出資総口数						
普通出資	（千口）	6,181	6,219	6,175	6,343	6,513
優先出資	（千口）	950	950	950	950	950
出資1口あたり配当金						
普通出資	（　円　）	10	10	10	10	10
優先出資	（　円　）	120	120	120	120	120
会員数	（　人　）	96,200	99,156	98,319	100,486	103,382
役員数	（　人　）	14	14	15	15	15
うち常勤役員数	（　人　）	11	11	11	11	11
職員数	（　人　）	1,080	1,094	1,103	1,080	1,029

〔５〕預貸率

（単位：%）

	平成29年度	平成30年度
預貸率（期中平残）	39.77	39.67
預貸率（末残）	40.54	40.40

解説 1.預貸率＝貸出金残高÷（預金積金残高＋譲渡性預金残高）×100　※譲渡性預金はございません。
2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

〔６〕預証率

（単位：%）

	平成29年度	平成30年度
預証率（期中平残）	34.55	34.23
預証率（末残）	35.46	35.44

解説 1.預証率＝有価証券残高÷（預金積金残高＋譲渡性預金残高）×100　※譲渡性預金はございません。
2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

〔７〕総資産利益率

（単位：%）

	平成29年度	平成30年度
総資産経常利益率	0.18	0.13
総資産当期純利益率	0.05	0.08

解説 総資産経常（当期純）利益率＝経常（当期純）利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

〔８〕業務粗利益及び業務粗利益率

（単位：百万円、％）

	平成29年度	平成30年度
資金運用収支	15,433	14,668
資金運用収益	15,894	15,018
資金調達費用	461	350
役務取引等収支	△ 383	△ 376
役務取引等収益	1,305	1,304
役務取引等費用	1,688	1,680
その他業務収支	61	15
その他業務収益	69	128
その他業務費用	7	112
業務粗利益	15,111	14,308
業務粗利益率	1.27	1.22

解説 1.「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用（平成29年度１百万円、平成30年度０百万円）を控除して表示しております。
2.業務粗利益率＝業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100
3.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

〔９〕資金運用勘定・調達勘定の平均残高、利息、利回

（単位：百万円、％）

	平均残高		利息		利回	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
資金運用勘定	1,180,649	1,167,326	15,894	15,018	1.34	1.28
うち貸出金	450,735	446,564	10,585	10,172	2.34	2.27
うち預け金	332,527	328,407	953	860	0.28	0.26
うち有価証券	391,612	385,344	4,209	3,829	1.07	0.99
資金調達勘定	1,162,779	1,149,458	461	350	0.03	0.03
うち預金積金	1,133,307	1,125,517	204	160	0.01	0.01
うち借用金	32,427	26,939	255	190	0.78	0.70

解説 1.資金運用勘定は無利息預け金（平成29年度706百万円、平成30年度710百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（平成29年度2,999百万円、平成30年度2,999百万円）および利息（平成29年度１百万円、平成30年度０百万円）をそれぞれ控除しております。
2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

〔10〕総資金利鞘

（単位：％）

	平成29年度	平成30年度
資金運用利回	1.34	1.28
資金調達原価率	1.07	1.04
総資金利鞘	0.27	0.24

解説 総資金利鞘＝資金運用利回－資金調達原価率

〔11〕職員１人あたりの預金積金・貸出金残高

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
預金積金	1,038	1,086
貸出金	421	438

〔12〕１店舗あたりの預金積金・貸出金残高

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
預金積金	16,492	16,933
貸出金	6,686	6,842

損　益

〔13〕受取利息・支払利息の増減

（単位：千円）

	平成29年度			平成30年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△164,388	△1,428,860	△1,593,248	△177,746	△697,622	△875,368
うち貸出金	7,094	△587,964	△580,870	△97,259	△315,091	△412,350
うち預け金	10,665	△213,041	△202,376	△11,681	△81,110	△92,791
うち有価証券	△170,994	△648,673	△819,667	△66,488	△313,399	△379,887
支払利息	△8,956	△230,802	△239,758	△5,227	△105,735	△110,962
うち預金積金	△4,859	△153,255	△158,114	△1,393	△41,796	△43,189
うち借用金	7,198	△70,354	△63,156	△40,434	△24,426	△64,860

解説　1. 残高および利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区分はしておりません。

〔14〕経費の内訳

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
人件費	7,399	7,091
報酬給料手当	5,769	5,532
退職給付費用	781	742
その他	849	816
物件費	4,336	4,282
事務費	1,493	1,667
固定資産費	715	712
事業費	223	204
人事厚生費	65	57
減価償却費	1,418	1,259
その他	419	381
税金	294	305
合計	12,030	11,680

〔15〕報酬体系

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」で構成されております。なお、役員退職慰労金制度は廃止となり打ち切り支給となっております。

（1）報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

役員退職慰労金制度が平成20年6月24日付で廃止となり、制度廃止日までの退職慰労金を打ち切り支給することにしております。支給時期は各役員の退任時とし、総代会で承認を得た後、支払っております。

（2）平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：百万円）

区　分	支払総額
対象役員に対する報酬等	186

（注）1. 対象役員に該当する理事は13名、監事は2名です（期中に退任した者を含む）。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」162百万円、「賞与」24百万円となっております。
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

（3）その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号および第5号ならびに第2項第3号および第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成30年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、平成30年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、平成30年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 平成30年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

預金積金

〔16〕預金積金科目別内訳

（単位：百万円、%）

期末残高	平成29年度		平成30年度	
	残高	構成比	残高	構成比
流動性預金	434,980	38.7	445,180	39.8
定期性預金	682,765	60.8	668,172	59.7
定期預金	666,128	59.3	652,432	58.3
うち固定金利定期預金	665,979	59.3	652,303	58.3
うち変動金利定期預金	136	0.0	123	0.0
うちその他	12	0.0	5	0.0
定期積金	16,637	1.4	15,740	1.4
その他	3,757	0.3	4,225	0.3
小計	1,121,504	100.0	1,117,578	100.0
譲渡性預金	—	—	—	—
合計	1,121,504	100.0	1,117,578	100.0

平均残高	平成29年度		平成30年度	
	残高	構成比	残高	構成比
流動性預金	426,586	37.6	441,736	39.2
定期性預金	703,635	62.0	680,638	60.4
定期預金	686,829	60.6	664,454	59.0
うち固定金利定期預金	686,673	60.5	664,312	59.0
うち変動金利定期預金	143	0.0	130	0.0
うちその他	12	0.0	12	0.0
定期積金	16,805	1.4	16,183	1.4
その他	3,085	0.2	3,142	0.2
小計	1,133,307	100.0	1,125,517	100.0
譲渡性預金	—	—	—	—
合計	1,133,307	100.0	1,125,517	100.0

解説
1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3. 国内業務部門と国際業務部門の区分はしておりません。

〔17〕預金者別内訳

（単位：百万円、%）

	平成29年度		平成30年度	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	904,915	80.6	898,533	80.4
一般法人	153,939	13.7	159,684	14.2
金融機関	1,099	0.0	1,093	0.0
公金	61,549	5.4	58,266	5.2
合計	1,121,504	100.0	1,117,578	100.0

〔18〕預金積金会員・会員外別内訳

（単位：百万円、%）

	平成29年度		平成30年度	
	残高	構成比	残高	構成比
会員	335,621	29.9	362,178	32.4
会員外	785,882	70.0	755,400	67.5
合計	1,121,504	100.0	1,117,578	100.0

貸出金

〔19〕貸出金科目別内訳

（単位：百万円、%）

期末残高	平成29年度		平成30年度	
	残高	構成比	残高	構成比
割引手形	683	0.1	547	0.1
手形貸付	27,457	6.0	30,084	6.6
証書貸付	413,140	90.8	405,774	89.8
当座貸越	13,431	2.9	15,187	3.3
合計	454,713	100.0	451,594	100.0

平均残高	平成29年度		平成30年度	
	残高	構成比	残高	構成比
割引手形	523	0.1	560	0.1
手形貸付	23,578	5.2	25,374	5.6
証書貸付	413,634	91.7	407,160	91.1
当座貸越	12,999	2.8	13,469	3.0
合計	450,735	100.0	446,564	100.0

解説　国内業務部門と国際業務部門の区分はしておりません。

〔20〕貸出金固定金利・変動金利別内訳

（単位：百万円、%）

	平成29年度		平成30年度	
	残高	構成比	残高	構成比
固定金利	213,703	46.9	206,810	45.7
変動金利	241,009	53.0	244,783	54.2
合計	454,713	100.0	451,594	100.0

〔21〕貸出金業種別内訳

（単位：百万円、%）

	平成29年度		平成30年度	
	残高	構成比	残高	構成比
製造業	14,697	3.2	15,150	3.3
農業、林業	2,187	0.4	2,306	0.5
漁業	18	0.0	22	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	454	0.0	443	0.0
建設業	39,220	8.6	40,808	9.0
電気・ガス・熱供給・水道業	1,163	0.2	2,732	0.6
情報通信業	713	0.1	776	0.1
運輸業、郵便業	9,520	2.0	10,204	2.2
卸売業、小売業	26,283	5.7	27,592	6.1
金融業、保険業	12,556	2.7	12,397	2.7
不動産業	55,942	12.3	56,063	12.4
物品賃貸業	6,551	1.4	6,539	1.4
学術研究、専門・技術サービス業	2,789	0.6	2,969	0.6
宿泊業	19,616	4.3	18,682	4.1
飲食業	6,735	1.4	6,624	1.4
生活関連サービス業、娯楽業	13,530	2.9	11,858	2.6
教育・学習支援業	4,098	0.9	4,053	0.8
医療、福祉	27,126	5.9	27,782	6.1
その他のサービス	12,690	2.7	13,162	2.9
小計	255,898	56.2	260,170	57.6
地方公共団体	69,507	15.2	64,714	14.3
個人	129,306	28.4	126,709	28.0
合計	454,713	100.0	451,594	100.0

〔22〕貸出金担保別内訳

（単位：百万円、%）

	平成29年度		平成30年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	3,798	0.8	3,295	0.7
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	122,708	26.9	118,898	26.3
その他	659	0.1	850	0.1
小計	127,166	27.9	123,043	27.2
信用保証協会・信用保険	75,631	16.6	75,916	16.8
保証	110,005	24.1	113,418	25.1
信用	141,909	31.2	139,215	30.8
合計	454,713	100.0	451,594	100.0

〔23〕貸出金使途別内訳

（単位：百万円、%）

	平成29年度		平成30年度	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	211,965	46.6	209,752	46.4
運転資金	242,747	53.3	241,841	53.5
合計	454,713	100.0	451,594	100.0

〔24〕貸出金会員・会員外別内訳

（単位：百万円、%）

	平成29年度		平成30年度	
	残高	構成比	残高	構成比
会員	352,131	77.4	356,359	78.9
会員外	102,581	22.5	95,234	21.0
合計	454,713	100.0	451,594	100.0

〔25〕消費者ローン・住宅ローン残高

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
消費者ローン	37,319	35,993
住宅ローン	77,607	78,490

〔26〕貸倒引当金残高

（単位：百万円）

	平成29年度		平成30年度	
	残高	期中増減額	残高	期中増減額
一般貸倒引当金	2,017	△ 139	2,394	377
個別貸倒引当金	12,532	△ 1,227	11,828	△ 704
合計	14,550	△ 1,366	14,223	△ 326

〔27〕貸出金償却額

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
貸出金償却額	289	590

不良債権

〔28〕リスク管理債権

（単位：百万円、%）

区　分	平成29年度				平成30年度			
	残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) /A	残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) /A
破綻先債権	990	842	148	100.0	327	196	130	100.0
延滞債権	26,107	13,490	8,207	83.1	24,656	12,350	8,454	84.3
3ヵ月以上延滞債権	44	31	3	79.3	48	43	3	97.7
貸出条件緩和債権	—	—	—	—	5,268	741	392	21.5
合計	27,142	14,364	8,359	83.7	30,300	13,331	8,981	73.6

解説
1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
①更生手続開始の申立てがあった債務者
②再生手続開始の申立てがあった債務者
③破産手続開始の申立てがあった債務者
④特別清算開始の申立てがあった債務者
⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
2.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3.「3 ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3 ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3 ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5.なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7.「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっております。
8.保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

〔29〕金融再生法開示債権

（単位：百万円、%）

	平成29年度						平成30年度					
	残高 (A)	保全額 (B)	担保・保証等による回収見込額 (C)	貸倒引当金 (D)	保全率 (B) / (A)	引当率 (D) / (A-C)	残高 (A)	保全額 (B)	担保・保証等による回収見込額 (C)	貸倒引当金 (D)	保全率 (B) / (A)	引当率 (D) / (A-C)
金融再生法上の不良債権	27,247	22,829	14,447	8,381	83.7	65.4	30,376	21,307	13,387	7,919	70.1	46.6
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	8,574	8,574	5,322	3,251	100.0	100.0	6,450	6,450	3,873	2,576	100.0	100.0
危険債権	18,629	14,219	9,093	5,126	76.3	53.7	18,609	13,675	8,729	4,946	73.4	50.0
要管理債権	44	35	31	3	79.3	26.9	5,316	1,181	784	396	22.2	8.7
正常債権	431,154						425,111					
合計	458,402						455,488					

解説
1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3.「要管理債権」とは、「3 ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

有価証券

〔30〕有価証券科目別内訳

（単位：百万円、%）

期末残高	平成29年度		平成30年度	
	残高	構成比	残高	構成比
国債	22,333	5.6	22,172	5.5
地方債	206,390	51.8	203,609	51.3
社債	107,883	27.1	105,229	26.5
株式	539	0.1	537	0.1
外国証券	32,661	8.2	29,740	7.5
その他の証券	27,947	7.0	34,888	8.8
合計	397,757	100.0	396,178	100.0

平均残高	平成29年度		平成30年度	
	残高	構成比	残高	構成比
国債	21,115	5.3	21,131	5.4
地方債	205,402	52.4	203,829	52.8
社債	102,641	26.2	103,210	26.7
株式	388	0.0	377	0.0
外国証券	33,658	8.5	29,016	7.5
その他の証券	28,406	7.2	27,781	7.2
合計	391,612	100.0	385,344	100.0

〔31〕公共債引受額

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
国債	—	—
地方債	145	145
政府保証債	483	240
合計	628	385

〔32〕公共債窓販実績

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
国債	1,269	900
地方債	45	45

〔33〕有価証券の残存期間別残高

（単位：百万円）

平成29年度	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
国債	—	3,729	12,772	2,301	—	3,530	—	22,333
地方債	11,438	44,744	56,390	20,630	32,684	40,501	—	206,390
社債	14,450	28,111	22,011	12,089	12,631	18,588	—	107,883
株式	—	—	—	—	—	—	539	539
外国証券	11,226	6,112	—	2,656	1,889	10,776	—	32,661
その他の証券	720	2,101	3,279	82	7,410	—	14,352	27,947

平成30年度	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
国債	—	15,347	997	2,278	—	3,548	—	22,172
地方債	13,617	63,002	32,887	33,592	19,688	40,821	—	203,609
社債	12,921	31,306	17,555	12,854	11,004	19,587	—	105,229
株式	—	—	—	—	—	—	537	537
外国証券	1,005	5,074	2,083	2,518	987	10,947	7,124	29,740
その他の証券	1,121	4,101	2,514	27	10,003	491	16,628	34,888

〔34〕商品有価証券の種類別内訳

該当ありません

有価証券

〔35〕有価証券の時価情報

●売買目的有価証券　　該当ありません

●満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種　類	平成29年度			平成30年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	997	1,035	37	997	1,032	34
	地方債	67,592	70,519	2,927	63,258	66,214	2,955
	社債	11,680	12,016	335	9,676	9,933	256
	外国証券	999	1,005	6	—	—	—
	小計	81,269	84,577	3,307	73,933	77,180	3,246
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	小計	—	—	—	—	—	—
合計		81,269	84,577	3,307	73,933	77,180	3,246

解説 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

●その他有価証券

（単位：百万円）

	種　類	平成29年度			平成30年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	247	82	165	235	82	153
	債券	227,878	221,991	5,887	257,077	249,939	7,138
	国債	21,336	19,963	1,372	21,174	19,940	1,233
	地方債	134,779	131,207	3,572	140,351	135,987	4,363
	社債	71,762	70,820	942	95,552	94,011	1,541
	その他	39,049	37,642	1,407	44,896	42,380	2,515
	小計	267,175	259,716	7,459	302,210	292,402	9,807
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	37	37	△ 0
	債券	28,459	28,583	△ 123	—	—	—
	地方債	4,018	4,073	△ 55	—	—	—
	社債	24,440	24,509	△ 68	—	—	—
	その他	20,020	20,903	△ 883	19,178	19,705	△ 527
	小計	48,479	49,486	△ 1,007	19,216	19,743	△ 527
合計		315,655	309,203	6,452	321,426	312,146	9,280

解説 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	80	50
関連法人等株式	—	—
非上場株式	212	214
組合出資金等	539	553
合計	831	818

解説 1.子会社・子法人等株式、関連法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
2.組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象としておりません。

その他

〔36〕金銭の信託の時価情報

●運用目的の金銭の信託　該当ありません

●満期保有目的の金銭の信託　該当ありません

●その他の金銭の信託

（単位：百万円）

	平成29年度			平成30年度		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	2,887	3,000	△112	2,782	3,000	△217
合計	2,887	3,000	△112	2,782	3,000	△217

解説 「貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

〔37〕規則第102条第1項第5号に掲げる取引

●金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジット・デリバティブ取引

該当ありません

〔38〕代理貸付残高の状況

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
信金中央金庫	1,802	1,608
日本政策金融公庫	201	130
住宅金融支援機構	9,484	7,983
福祉医療機構	252	214
中小企業基盤整備機構	71	71
合計	11,813	10,009

〔39〕債務保証見返額担保別内訳

（単位：百万円、%）

	平成29年度		平成30年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	13	0.4	3	0.2
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	1,960	64.6	1,726	93.4
その他	12	0.3	11	0.6
小計	1,986	65.4	1,742	94.3
信用保証協会・信用保険	—	—	—	—
保証	—	—	—	—
信用	1,048	34.5	105	5.6
合計	3,034	100.0	1,847	100.0

〔40〕退職給付会計

●採用している退職給付制度の概要

当金庫は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び厚生年金基金制度を設けております。また、職員の退職に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

なお、厚生年金基金は総合設立型の厚生年金基金制度です。

●退職給付債務に関する事項

（単位：百万円）

		平成29年度	平成30年度
退職給付債務	A	3,092	3,037
年金資産	B	2,492	2,515
前払年金費用	C	―	―
未認識過去勤務費用	D	―	―
未認識数理計算上の差異	E	187	241
その他（会計基準変更時差異の未処理額）	F	―	―
退職給付引当金（A-B-C-D-E-F）		412	280

解説 1.厚生年金の代行部分は含めておりません。
2.数理計算上の差異については翌期から10年の定率法により損益処理しております。

●退職給付費用に関する事項

（単位：百万円）

		平成29年度	平成30年度
勤務費用	A	769	745
利息費用	B	9	7
期待運用収益	C	△ 48	△ 49
過去勤務費用の費用処理額	D	―	―
数理計算上の差異の費用処理額	E	49	38
会計基準変更時差異の費用処理額	F	―	―
その他（臨時に支払った割増退職金等）	G	―	―
退職給付費用（A+B+C+D+E+F+G）		781	742

●退職給付債務の計算の基礎に関する事項

	平成29年度	平成30年度
割引率	0.259%	0.105%
長期期待運用収益率	2.000%	2.000%
退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準	給付算定式基準
過去勤務費用の額の処理年数	5年	5年
数理計算上の差異の処理年数	10年	10年
会計基準変更時差異の処理年数	―	―

連結情報

〔41〕子会社等の概況

水戸信用金庫グループは、当金庫、子会社１社、子法人等２社で構成され、信用金庫業務を中心に、リース業務などの金融サービスを提供しております。

●水戸信用金庫グループ系統図

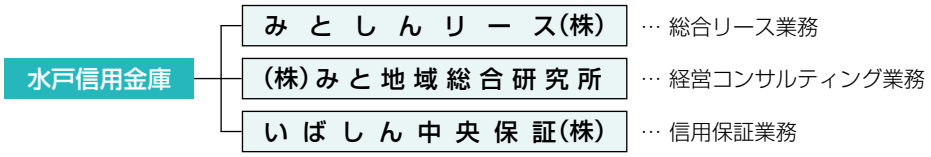

●子会社等の概要

（平成31年3月31日現在）

名　　称	所在地	資本金	主な業務内容	設立年月日	当金庫の議決権比率	子会社等の議決権比率
みとしんリース(株)	水戸市大工町1-2-3	50百万円	総合リース業務	平成2年5月30日	98%	0%
(株)みと地域総合研究所	水戸市宮町2-3-6	10百万円	経営コンサルティング業務	平成16年12月1日	10%	0%
いばしん中央保証(株)	水戸市大工町1-2-3	10百万円	信用保証業務	平成10年10月8日	10%	5%

当金庫では、子会社は水戸信用金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成しておりません。なお、定性的な開示事項については47ページに、定量的な開示事項については、55ページに開示しております。

定性的な開示事項

定性的な開示事項

1. 自己資本比率告示第３条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社と、連結財務諸表規則第５条に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点等

当金庫においてはみとしんリース（株）を連結自己資本比率告示上の連結対象としております。

なお、グループ内における資金および自己資本の移動に係る制限等はありません。

2. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金および利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	① 発行主体：水戸信用金庫 ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 ：6,513百万円
非累積的永久優先出資	① 発行主体：水戸信用金庫 ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 ：9,500百万円

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本比率は、国内基準である 4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

4. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、当金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要リスクであるとの認識に立ち、与信業務の基本的理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」および「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理基準」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、「信用格付制度」に基づく自己査定を毎月実施しており、また貸出金について、信用 VaR の計測を行っております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、信用リスク管理委員会を通じて統合リスク管理委員会で協議検討を行い、必要に応じて、理事会において経営陣に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定規程」、「貸倒償却および貸倒引当金等の計上に関する規程」および「償却および引当に関する基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の４つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・株式会社格付投資情報センター（R＆I）
・株式会社日本格付研究所（JCR）
・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング（S＆P）

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当いたします。当金庫では融資の取り上げに際し、事業計画、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質等、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置づけと認識しております。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しておりますが、与信審査の結果によっては担保または保証が必要な場合もあり、その場合にはお客さまに対し十分な説明を行うとともにご理解いただいたうえでご契約いただく等、適切な取り扱いに努めております。

当金庫が取り扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等があり、また保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等があります。また、その手続きについては、当金庫が定める「事務取扱要領」および「不動産担保評価要領」等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替等に関して、お客さまが期限の利益を喪失された場合には、当該与信取引の範囲内で、預金相殺を用いる場合があります。その際、信用リスク削減方策の一つとして、当金庫が定める「事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自金庫預金積金、保証としてしんきん保証基金、住宅金融支援機構等が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

6. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取り扱っております。具体的な派生商品取引は、通貨関連取引として為替先物予約取引、有価証券（債券、株式）関連取引として債券先物取引、株価指数先物取引があります。

派生商品取引には、市場価格等の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は特段行っておりません。その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しております。なお、派生商品取引の期末時点の取引残高はありません。以上により当該取引にかかる市場リスクおよび信用リスク双方とも適切なリスク管理に努めております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫における証券化業務の役割としては投資業務のみであり、オリジネーター業務は行っておりません。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて統合リスク管理委員会、常務会等に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資については証券化商品を含めた有価証券にかかる運用方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「市場関連リスク管理基準」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の４つの機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・株式会社格付投資情報センター（R＆I）
・株式会社日本格付研究所（JCR）
・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング（S＆P）

8. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理態勢や管理方法等を定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測につきましては、当面基礎的手段を採用することとし、態勢を整備しております。

またこれらのリスクに関しましては、統合リスク管理委員会等、各種委員会におきまして協議・検討するとともに、必要に応じて、理事会等において経営陣に報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

9. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価および最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握しています。また、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況をリスク管理担当部署へ報告するとともに、ストレステスト等複合的なリスクの分析を実施し、定期的に常務会および統合リスク管理委員会へ報告しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余裕資金運用基準」および「市場関連リスク管理基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については適宜経営陣に報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

10. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜対応を図る態勢としております。

具体的には、当金庫が保有する有価証券・預け金・買入金銭債権および預貸金（貸出金・定期性預金・流動性預金）に対する金利リスクについて、経営に与える影響の重大性を認識し適切なコントロールを図ることを基本方針として、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（Δ EVE）や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益の影響度を月次で測定し、市場関連リスク管理委員会で協議しております。さらに統合リスク管理委員会において報告・検討するとともに、必要に応じて経営陣に報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

定量的開示の対象となるΔ EVE は以下の前提に基づいて算定しております。

普通預金・当座預金・貯蓄預金・納税準備預金を流動性預金と定義し、預金の過去データから預金残高の滞留・流出過程をモデル化したものにより、流動性預金において高確率で滞留する金額を計測しております。また、市場金利に対する追随率を計測し、預金の金利改定度合についても考慮しております。

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は 5.766 年、最長の金利改定満期は 10 年となっております。

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、実績データをもとに標準的手法で算出しております。

複数の通貨の集計方法については、全通貨を対象として通貨別に算出した金利リスクの正値のみを合算しております。なお、通貨間の相関は考慮しておりません。

算定の前提となる割引金利及びキャッシュフローについてスプレッドは考慮しておりません。

コア預金や固定金利貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合は、Δ EVE に重大な影響を及ぼす可能性があります。

Δ EVE は当期から計測を開始しているため、前期は算定しておりません。

定量的な開示事項（単体）

〔１〕自己資本の構成に関する開示事項

（単位：百万円）

項　　目	平成29年度	経過措置による不算入額	平成30年度
コア資本に係る基礎項目(1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	32,821		33,846
うち、出資金及び資本剰余金の額	15,843		16,013
うち、利益剰余金の額	17,153		18,011
うち、外部流出予定額（△）	175		178
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,117		2,538
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,117		2,538
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	34,939		36,384
コア資本に係る調整項目(2)			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1,264	316	1,406
うち、のれんに係るものの額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,264	316	1,406
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	1,264		1,406
自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	33,674		34,978
リスク・アセット等(3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	402,825		415,997
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 989		—
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	316		
うち、繰延税金資産	—		
うち、前払年金費用	—		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,305		—
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	30,524		28,728
信用リスク・アセット調整額	—		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	433,350		444,725
自己資本比率			
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	7.77%		7.86%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

〔２〕自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	平成29年度		平成30年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	402,825	16,113	415,997	16,639
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	400,958	16,038	383,344	15,333
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	54	2	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	77	3	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	609	24	609	24
我が国の政府関係機関向け	7,524	300	8,000	320
地方三公社向け	—	—	19	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	69,201	2,768	67,874	2,714
法人等向け	121,019	4,840	119,628	4,785
中小企業等向け及び個人向け	97,566	3,902	99,313	3,972
抵当権付住宅ローン	8,945	357	8,641	345
不動産取得等事業向け	32,930	1,317	34,382	1,375
３ヵ月以上延滞等	3,037	121	2,772	110
取立未済手形	19	0	33	1
信用保証協会等による保証付	3,344	133	3,488	139
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	17,962	718	539	21
出資等のエクスポージャー	17,268	690	539	21
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	38,664	1,546	38,040	1,521
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	9,864	394	9,621	384
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	4,046	161	3,786	151
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー			—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー			—	—
上記以外のエクスポージャー	170	6	4,177	167
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化 STC 要件適用分			—	—
証券化 非 STC 要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③-1.複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	2,857	114		
③-2.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			32,653	1,306
ルック・スルー方式			32,653	1,306
マンデート方式			—	—
蓋然性方式（250%）			—	—
蓋然性方式（400%）			—	—
フォールバック方式（1240%）			—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	316	12	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,305	△ 52	—	—
⑥CVA リスク相当額を 8% で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	30,524	1,220	28,728	1,149
ハ.単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	433,350	17,334	444,725	17,789

（注）1.所要自己資本の額＝リスク・アセット×４%
2.「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3.「３ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4.当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
オペレーショナル・リスク相当額＝粗利益（直近３年間のうち正の値の合計額）×15%÷直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数
5.単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×４%

定量的な開示事項（単体）

〔３〕信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用される証券化エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高〈地域別・業種別・残存期間別〉

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債　券		デリバティブ取引		3ヵ月以上延滞エクスポージャー	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
国内	1,177,739	1,141,502	456,818	453,441	329,914	322,433	－	－	5,961	4,147
国外	32,639	22,500	－	－	32,639	22,500	－	－	－	－
地域別合計	1,210,379	1,164,002	456,818	453,441	362,554	344,933	－	－	5,961	4,147
製造業	24,397	22,077	15,796	16,225	8,600	5,799	－	－	459	639
農業、林業	3,391	3,438	3,391	3,438	－	－	－	－	11	10
漁業	57	78	57	78	－	－	－	－	6	6
鉱業、採石業、砂利採取業	456	444	456	444	－	－	－	－	－	－
建設業	44,779	46,494	44,464	46,007	－	－	－	－	406	286
電気・ガス・熱供給・水道業	5,321	6,418	1,221	2,818	4,100	3,600	－	－	－	－
情報通信業	1,801	1,872	770	838	999	999	－	－	25	7
運輸業、郵便業	12,522	12,686	9,922	10,596	2,600	2,000	－	－	507	235
卸売業、小売業	31,207	32,258	28,179	29,443	3,000	2,800	－	－	278	206
金融業、保険業	364,344	358,789	12,882	12,751	33,539	23,400	－	－	－	0
不動産業	59,354	59,208	58,406	58,207	500	500	－	－	670	364
物品賃貸業	7,709	7,200	6,657	6,648	1,000	500	－	－	－	39
学術研究、専門・技術サービス業	3,452	3,721	3,451	3,670	－	－	－	－	45	0
宿泊業	20,414	19,472	20,114	19,172	－	－	－	－	596	1,060
飲食業	8,024	7,827	8,024	7,827	－	－	－	－	107	162
生活関連サービス業、娯楽業	14,980	13,348	14,868	13,256	－	－	－	－	2,123	526
教育・学習支援業	4,255	4,182	4,255	4,182	－	－	－	－	49	17
医療、福祉	28,610	29,328	28,610	29,228	－	－	－	－	46	43
その他のサービス	16,710	15,179	14,257	14,680	1,999	－	－	－	254	234
国・地方公共団体等	384,570	379,363	69,507	64,714	306,214	305,333	－	－	－	－
個人	111,439	109,124	111,289	109,010	－	－	－	－	332	282
その他	62,577	31,483	230	198	－	－	－	－	39	24
業種別合計	1,210,379	1,164,002	456,818	453,441	362,554	344,933	－	－	5,961	4,147
１年以下	479,189	508,894	306,681	312,296	25,070	14,045	－	－		
１年超３年以下	275,287	259,883	51,601	48,423	56,113	84,207	－	－		
３年超５年以下	94,589	53,295	24,895	24,621	65,874	27,414	－	－		
５年超７年以下	32,522	45,424	16,664	16,145	15,801	29,250	－	－		
７年超10年以下	57,784	37,363	27,184	25,391	22,975	5,267	－	－		
10年超	200,956	208,386	24,142	22,638	176,718	184,748	－	－		
期間の定めのないもの	70,049	50,756	5,647	3,924	－	－	－	－		
残存期間別合計	1,210,379	1,164,002	456,818	453,441	362,554	344,933	－	－		

（注）1.オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2.「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、その他の証券、その他資産、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれております。
4.CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ．一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成29年度	2,156	2,017	—	2,156	2,017
	平成30年度	2,017	2,394	—	2,017	2,394
個別貸倒引当金	平成29年度	13,760	12,532	3,027	10,733	12,532
	平成30年度	12,532	11,828	1,519	11,013	11,828
合計	平成29年度	15,916	14,550	3,027	12,889	14,550
	平成30年度	14,550	14,223	1,519	13,030	14,223

ハ．業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中の増減額		期末残高			
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
製造業	2,276	253	△ 2,022	△ 14	253	238	66	11
農業、林業	30	8	△ 21	△ 1	8	6	7	—
漁業	3	2	△ 0	△ 0	2	2	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,807	1,280	△ 527	△ 93	1,280	1,187	33	479
電気･ガス･熱供給･水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	13	36	23	△ 36	36	0	5	—
運輸業、郵便業	7	211	204	△ 189	211	22	—	0
卸売業、小売業	265	398	133	△ 144	398	254	41	1
金融業、保険業	2	3	0	△ 0	3	2	—	—
不動産業	2,051	2,268	216	△ 432	2,268	1,835	53	4
物品賃貸業	500	600	100	—	600	600	—	—
学術研究、専門･技術サービス業	72	76	4	△ 38	76	38	—	—
宿泊業	3,844	4,121	276	621	4,121	4,742	4	17
飲食業	203	232	29	△ 45	232	186	0	2
生活関連サービス業、娯楽業	1,593	1,658	64	△ 191	1,658	1,466	30	44
教育･学習支援業	17	39	21	△ 17	39	21	6	14
医療、福祉	252	309	56	143	309	452	27	—
その他のサービス	258	112	△ 145	240	112	353	—	—
国･地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	420	792	371	△ 501	792	291	11	13
合計	13,621	12,406	△ 1,215	△ 703	12,406	11,703	289	590

（注）1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

定量的な開示事項（単体）

ニ．リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャーの額			
	平成29年度		平成30年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	339,129	1,000	325,266
10%	4,500	119,676	4,500	117,203
20%	28,469	316,658	14,054	324,849
35%	—	25,592	—	24,764
50%	38,608	3,677	31,079	4,314
75%	—	119,048	—	119,403
100%	9,600	199,969	6,000	186,398
150%	—	1,219	—	1,203
200%	—	2,611	—	—
250%	—	1,618	—	3,963
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	81,177	1,129,202	56,633	1,107,369

（注）1．格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2．エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3．コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

〔４〕信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法／ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証		クレジット・デリバティブ	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	3,793	3,289	32,220	31,039	—	—

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

〔５〕派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

〔６〕証券化エクスポージャーに関する事項

イ．オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません

ロ．投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません

〔７〕出資等エクスポージャーに関する事項

イ．貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区　分	平成29年度		平成30年度	
	貸借対照表計上額	時　価	貸借対照表計上額	時　価
上場株式等	6,161	6,161	572	572
非上場株式等	292	292	264	264
合計	6,453	6,453	837	837

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
売却益	365	—
売却損	—	—
償却	—	0

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
評価損益	228	205

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません

〔８〕リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー		41,793
マンデート方式を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー		—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー		—

〔９〕金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク

項番		イ	ロ
		ΔEVE	
		当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	12,443	
2	下方パラレルシフト	—	
3	スティープ化	8,399	
4	フラット化		
5	短期金利上昇		
6	短期金利低下		
7	最大値	12,443	
		ホ	ヘ
		当期末	前期末
8	自己資本の額	34,978	

（注）1.金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2.「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（平成31年2月18日）による改正を受け、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。なお、昨年開示した旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」（平成29年度）は、7,149百万円であります。この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係るパーセンタイル値であり、当期末のΔEVEとは計測定義等が異なっております。このため、両者の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。

定量的な開示事項（連結）

〔１〕自己資本の構成に関する開示事項

（単位：百万円）

項　　目	平成29年度	経過措置による不算入額	平成30年度
コア資本に係る基礎項目(1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	32,978		34,000
うち、出資金及び資本剰余金の額	15,843		16,013
うち、利益剰余金の額	17,348		18,202
うち、外部流出予定額(△)	175		178
うち、上記以外に該当するものの額	△ 37		△ 37
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	―		―
うち、為替換算調整勘定	―		―
うち、退職給付に係るものの額	―		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	―		―
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,117		2,538
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,117		2,538
うち、適格引当金コア資本算入額	―		―
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	―		―
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	―		―
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	―		―
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	―		―
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	35,096		36,538
コア資本に係る調整項目(2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,268	317	1,411
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	―	―	―
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,268	317	1,411
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	―	―	―
適格引当金不足額	―	―	―
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	―	―	―
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	―	―	―
退職給付に係る資産の額	―	―	―
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	―	―	―
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	―	―	―
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	―	―	―
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	―	―	―
特定項目に係る10パーセント基準超過額	―	―	―
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	―	―	―
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	―	―	―
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	―	―	―
特定項目に係る15パーセント基準超過額	―	―	―
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	―	―	―
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	―	―	―
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	―	―	―
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	1,268		1,411
自己資本			
自己資本の額((イ)－(ロ))(ハ)	33,827		35,126
リスク・アセット等(3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	402,826		415,990
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 980		―
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	317		
うち、繰延税金資産	―		
うち、退職給付に係る資産	―		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,298		―
うち、上記以外に該当するものの額	―		―
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	30,476		28,653
信用リスク・アセット調整額	―		―
オペレーショナル・リスク相当額調整額	―		―
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	433,303		444,644
連結自己資本比率			
連結自己資本比率((ハ)／(ニ))	7.80%		7.90%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

〔２〕その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません

〔３〕自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	平成29年度		平成30年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	402,826	16,113	415,990	16,639
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	400,950	16,038	383,337	15,333
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	54	2	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	77	3	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	609	24	609	24
我が国の政府関係機関向け	7,524	300	8,000	320
地方三公社向け	—	—	19	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	69,201	2,768	67,874	2,714
法人等向け	118,087	4,723	116,652	4,666
中小企業等向け及び個人向け	97,566	3,902	99,313	3,972
抵当権付住宅ローン	8,945	357	8,641	345
不動産取得等事業向け	32,930	1,317	34,382	1,375
３ヵ月以上延滞等	3,037	121	2,772	110
取立未済手形	19	0	33	1
信用保証協会等による保証付	3,344	133	3,488	139
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	17,883	715	490	19
出資等のエクスポージャー	17,268	690	490	19
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	41,667	1,666	41,058	1,642
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	9,841	393	9,598	383
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	4,225	169	3,815	152
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー			—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー			—	—
上記以外のエクスポージャー	170	6	4,177	167
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化 STC 要件適用分			—	—
証券化 非 STC 要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③-1.複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	2,857	114		
③-2.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			32,653	1,306
ルック・スルー方式			32,653	1,306
マンデート方式			—	—
蓋然性方式（250%）			—	—
蓋然性方式（400%）			—	—
フォールバック方式（1250%）			—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	317	12	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,298	△ 51	—	—
⑥CVA リスク相当額を 8% で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	30,476	1,219	28,653	1,146
ハ.連結総所要自己資本額（イ＋ロ）	433,303	17,332	444,644	17,785

（注）1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×４%
2.「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3.「３ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
オペレーショナル・リスク相当額＝粗利益（直近３年間のうち正の値の合計額）× 15%÷直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数
5. 連結総所要自己資本額＝連結自己資本比率の分母の額× 4%

〔４〕信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高〈地域別・業種別・残存期間別〉

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債　券		デリバティブ取引		3ヵ月以上延滞エクスポージャー	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
国内	1,179,186	1,142,395	455,423	451,359	329,914	322,433	—	—	5,961	4,163
国外	32,639	22,500	—	—	32,639	22,500	—	—	—	—
地域別合計	1,211,826	1,164,895	455,423	451,359	362,554	344,933	—	—	5,961	4,163
製造業	24,397	22,077	15,796	16,225	8,600	5,799	—	—	459	639
農業、林業	3,391	3,438	3,391	3,438	—	—	—	—	11	10
漁業	57	78	57	78	—	—	—	—	6	6
鉱業、採石業、砂利採取業	456	444	456	444	—	—	—	—	—	—
建設業	44,779	46,494	44,464	46,007	—	—	—	—	406	286
電気・ガス・熱供給・水道業	5,321	6,418	1,221	2,818	4,100	3,600	—	—	—	—
情報通信業	1,801	1,872	770	838	999	999	—	—	25	7
運輸業、郵便業	12,522	12,686	9,922	10,596	2,600	2,000	—	—	507	235
卸売業、小売業	31,207	32,258	28,179	29,443	3,000	2,800	—	—	278	206
金融業、保険業	364,344	358,789	12,882	12,751	33,539	23,400	—	—	—	0
不動産業	60,550	60,375	59,602	59,374	500	500	—	—	670	364
物品賃貸業	4,498	3,952	3,446	3,400	1,000	500	—	—	—	39
学術研究、専門・技術サービス業	3,452	3,721	3,451	3,670	—	—	—	—	45	0
宿泊業	20,414	19,472	20,114	19,172	—	—	—	—	596	1,060
飲食業	8,024	7,827	8,024	7,827	—	—	—	—	107	162
生活関連サービス業、娯楽業	14,980	13,348	14,868	13,256	—	—	—	—	2,123	526
教育・学習支援業	4,255	4,182	4,255	4,182	—	—	—	—	49	17
医療、福祉	28,610	29,328	28,610	29,228	—	—	—	—	46	43
その他のサービス	17,331	15,179	14,878	14,680	1,999	—	—	—	254	234
国・地方公共団体等	384,570	379,363	69,507	64,714	306,214	305,333	—	—	—	—
個人	111,439	109,124	111,289	109,010	—	—	—	—	332	282
その他	65,417	34,458	230	198	—	—	—	—	39	39
業種別合計	1,211,826	1,164,895	455,423	451,359	362,554	344,933	—	—	5,961	4,163
１年以下	478,241	507,564	305,733	310,967	25,070	14,045	—	—		
１年超３年以下	275,185	260,225	51,499	48,764	56,113	84,207	—	—		
３年超５年以下	94,585	52,847	24,891	24,172	65,874	27,414	—	—		
５年超７年以下	32,182	45,078	16,324	15,800	15,801	29,250	—	—		
７年超10年以下	57,784	37,062	27,184	25,091	22,975	5,267	—	—		
10年超	200,956	208,386	24,142	22,638	176,718	184,748	—	—		
期間の定めのないもの	72,890	53,730	5,647	3,924	—	—	—	—		
残存期間別合計	1,211,826	1,164,895	455,423	451,359	362,554	344,933	—	—		

（注）1.オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2.「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、その他の証券、その他資産、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれております。
4.ＣＶＡリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ . 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成 29 年度	2,156	2,017	—	2,156	2,017
	平成 30 年度	2,017	2,394	—	2,017	2,394
個別貸倒引当金	平成 29 年度	13,760	14,070	3,027	10,733	14,070
	平成 30 年度	14,070	12,721	1,519	12,550	12,721
合計	平成 29 年度	15,916	16,087	3,027	12,889	16,087
	平成 30 年度	16,087	15,116	1,519	14,567	15,116

ハ . 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中の増減額		期末残高			
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
製造業	2,276	307	△ 1,968	△ 11	307	296	66	11
農業、林業	30	8	△ 21	△ 1	8	6	7	—
漁業	3	2	△ 0	△ 0	2	2	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,807	1,283	△ 524	△ 94	1,283	1,188	33	479
電気･ガス･熱供給･水道業	—	0	0	0	0	0	—	—
情報通信業	13	36	23	△ 36	36	0	5	—
運輸業、郵便業	7	212	205	△ 189	212	23	—	0
卸売業、小売業	265	402	136	△ 144	402	257	41	1
金融業、保険業	2	3	1	△ 0	3	3	—	—
不動産業	2,051	2,838	786	△ 411	2,838	2,426	53	4
物品賃貸業	500	600	100	△ 0	600	600	—	—
学術研究、専門･技術サービス業	72	77	4	△ 38	77	38	—	—
宿泊業	3,844	4,141	297	620	4,141	4,762	4	17
飲食業	203	233	29	△ 42	233	190	0	2
生活関連サービス業、娯楽業	1,593	1,883	289	△ 240	1,883	1,642	30	44
教育･学習支援業	17	39	22	△ 16	39	22	6	14
医療、福祉	252	341	88	142	341	483	27	—
その他のサービス	258	734	475	△ 379	734	354	—	—
国･地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	420	796	376	△ 501	796	295	11	13
合計	13,621	13,944	322	△ 1,347	13,944	12,596	289	590

（注）1.当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

定量的な開示事項（連結）

ニ．リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャーの額			
	平成29年度		平成30年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	339,129	1,000	325,266
10%	4,500	119,676	4,500	117,203
20%	28,469	316,658	14,054	324,850
35%	—	25,592	—	24,764
50%	38,608	3,677	31,079	4,314
75%	—	119,048	—	119,403
100%	9,600	201,344	6,000	187,278
150%	—	1,219	—	1,203
200%	—	2,611	—	—
250%	—	1,690	—	3,975
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	81,177	1,130,648	56,633	1,108,261

（注）1．格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2．エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3．コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

〔５〕信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法／ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証		クレジット・デリバティブ	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	3,793	3,289	32,220	31,039	—	—

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

〔６〕派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

〔７〕証券化エクスポージャーに関する事項

イ．連結グループがオリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません

ロ．連結グループが投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません

〔８〕出資等エクスポージャーに関する事項

イ．連結貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区　分	平成29年度		平成30年度	
	連結貸借対照表計上額	時　価	連結貸借対照表計上額	時　価
上場株式等	6,161	6,161	572	572
非上場株式等	213	213	215	215
合計	6,374	6,374	788	788

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
売却益	365	—
売却損	—	—
償却	—	0

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
評価損益	228	205

ニ. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません

〔９〕リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー		41,793
マンデート方式を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー		—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー		—

〔10〕金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク

項番		イ	ロ
		ΔEVE	
		当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	12,401	
2	下方パラレルシフト	—	
3	スティープ化	8,152	
4	フラット化		
5	短期金利上昇		
6	短期金利低下		
7	最大値	12,401	
		ホ	ヘ
		当期末	前期末
8	自己資本の額	35,126	

（注）1.金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2.「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（平成31年2月18日）による改正を受け、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。なお、昨年開示した旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」（平成29年度）は、7,093百万円であります。この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係るパーセンタイル値であり、当期末のΔEVEとは計測定義等が異なっております。このため、両者の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。

店舗のご案内

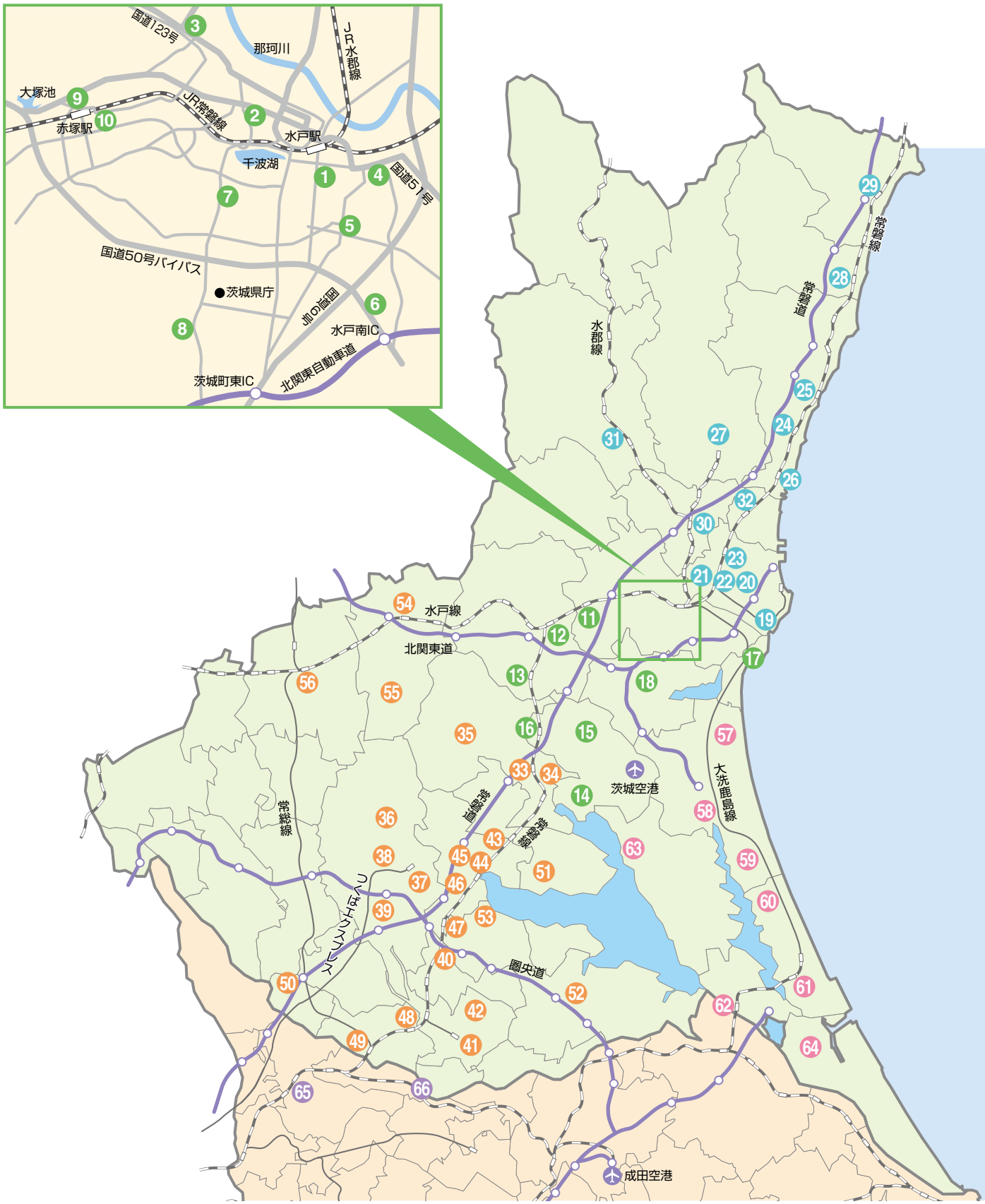
国道123号
那珂川
JR水郡線
大塚池
JR常磐線
赤塚駅
水戸駅
千波湖
国道51号
国道50号バイパス
●茨城県庁
北の御門
水戸南IC
茨城町東IC
北関東自動車道
常磐線
水郡線
水戸線
北関東道
茨城空港
常総線
圏央道
つくばエクスプレス
大洗鹿島線
成田空港

（令和元年７月１日現在）

	店番	店舗名	所在地	電話番号	ATM 稼働時間 平日	ATM 稼働時間 土・日・祝日	インフォメーション	
県央地区								
1	040	本店営業部	水戸市城南 2-2-21	029-222-3313	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00	●	●
2	001	大工町支店	水戸市大工町 1-2-3	029-227-1161	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00	●	●
3	012	袴塚支店	水戸市袴塚 2-3-3	029-221-0211	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00		
4	013	下市支店	水戸市本町 2-2-21	029-226-3101	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00		
5	014	吉田支店	水戸市元吉田町 1627-1	029-247-8121	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00		
6	042	酒門支店	水戸市けやき台 3-57-1	029-246-3100	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00		●
7	016	千波支店	水戸市千波町 2770-30	029-243-4433	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00		
8	043	平須支店	水戸市平須町 1820-46	029-244-1311	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00	●	●
9	003	赤塚支店	水戸市赤塚 1-1981-1	029-251-1515	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00	●	●
10	011	見和支店	水戸市姫子 2-700-3	029-252-6655	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00	●	●
11	024	内原支店	水戸市内原町 1503	029-259-6331	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00	●	
12	025	友部支店	笠間市八雲 1-4-14	0296-77-0821	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00	●	●
13	114	岩間支店	笠間市下郷 4439-170	0299-45-7235	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00	●	●
14	102	小川支店	小美玉市中延 128-2	0299-58-2511	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00	●	
15	111	美野里支店	小美玉市堅倉 946-3	0299-48-2111	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00	●	
16	118	羽鳥支店	小美玉市羽鳥 2669-2	0299-46-1234	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00	●	
17	005	大洗支店	東茨城郡大洗町磯浜町 895-2	029-266-1111	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00		●
18	026	茨城町支店	東茨城郡茨城町小鶴 77-1	029-292-6611	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00		●
県北地区								
19	010	那珂湊支店	ひたちなか市湊中央 2-1-24	029-262-4161	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00		
20	030	中根支店	ひたちなか市中根 894-1	029-275-7511	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00		●
21	022	市毛支店	ひたちなか市市毛 808-1	029-272-1811	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00	●	
22	015	勝田支店	ひたちなか市勝田中央 14-8	029-274-6677	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00	●	●
23	019	佐和支店	ひたちなか市高場 1478	029-285-6411	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00	●	
24	007	多賀支店	日立市千石町 1-3-12	0294-36-1155	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00		●
25	009	日立支店	日立市弁天町 1-2-12	0294-21-6235	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00		●
26	017	大みか支店	日立市大みか町 1-4-12	0294-53-3355	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00		●
27	004	太田支店	常陸太田市内堀町 2961-1	0294-72-5111	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00		●
28	006	高萩支店	高萩市春日町 2-82	0293-22-2260	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00		●
29	002	磯原支店	北茨城市磯原町磯原 2-303	0293-42-1141	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00	●	●
30	020	菅谷支店	那珂市菅谷 661-46	029-295-2131	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00	●	●
31	027	大宮支店	常陸大宮市上町 906-10	0295-53-5105	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00		●
32	021	東海支店	那珂郡東海村大山台 2-7-25	029-283-1171	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 19:00		●

インフォメーション…　● 窓口休業（11:30 ～ 12:30）　● 貸金庫　● スポーツ振興くじ払戻し

ネットワーク

（令和元年７月１日現在）

県南・県西地区

	店番	店舗名	所在地	電話番号	ATM稼働時間 平日	ATM稼働時間 土・日・祝日	インフォメーション	
33	101	石岡中央支店	石岡市国府3-1-21	0299-23-1234	8:00～21:00	9:00～19:00	●	●
34	028	石岡支店	石岡市東光台2-1-36	0299-26-6855	8:00～21:00	9:00～19:00	●	●
35	103	柿岡支店	石岡市柿岡2005	0299-43-1234	8:00～21:00	9:00～19:00	●	●
36	039	つくば北支店	つくば市若森10-1	029-864-8521	8:00～21:00	9:00～19:00	●	●
37	035	つくば支店	つくば市竹園2-16-1	029-852-2151	8:00～21:00	9:00～19:00	●	●
38	216	研究学園支店	つくば市研究学園6-61	029-859-8311	8:00～21:00	9:00～19:00	●	
39	038	谷田部支店	つくば市上横場2029-2	029-836-5833	8:00～21:00	9:00～19:00	●	●
40	041	牛久支店	牛久市中央3-8-1	029-874-3101	8:00～21:00	9:00～19:00	●	●
41	045	龍ケ崎支店	龍ケ崎市2881-1	0297-64-5111	8:00～21:00	9:00～19:00	●	
42	056	龍ケ岡支店	龍ケ崎市藤ケ丘3-1-1	0297-64-7601	8:00～21:00	9:00～19:00	●	
43	204	神立支店	土浦市中神立町27-4	029-831-2251	8:00～21:00	9:00～19:00	●	●
44	201	土浦支店	土浦市真鍋1-5-45	029-821-1790	8:00～21:00	9:00～19:00	●	●
45	205	並木支店	土浦市並木3-1-20	029-823-7611	8:00～21:00	9:00～19:00	●	
46	207	土浦南支店	土浦市永国975-5	029-823-8011	8:00～21:00	9:00～19:00	●	
47	202	荒川沖支店	土浦市荒川沖東2-10-29	029-841-1110	8:00～21:00	9:00～19:00	●	●
48	047	藤代支店	取手市片町312-2	0297-82-2233	8:00～21:00	9:00～19:00	●	●
49	049	取手支店	取手市白山3-2-30	0297-73-1161	8:00～21:00	9:00～19:00	●	●
50	044	守谷支店	守谷市薬師台1-14-1	0297-48-3311	8:00～21:00	9:00～19:00	●	
51	119	出島支店	かすみがうら市深谷2590-1	029-897-1234	8:00～21:00	9:00～19:00	●	●
52	048	江戸崎支店	稲敷市江戸崎甲3560-3	029-892-2811	8:00～21:00	9:00～19:00	●	●
53	055	阿見支店	稲敷郡阿見町阿見2248-1	029-887-8811	8:00～21:00	9:00～19:00	●	●
54	031	岩瀬支店	桜川市御領1-76	0296-75-1611	8:00～21:00	9:00～19:00	●	●
55	033	真壁支店	桜川市真壁町飯塚1020	0296-54-1866	8:00～21:00	9:00～19:00	●	●
56	036	下館支店	筑西市乙836	0296-25-5211	8:00～21:00	9:00～19:00	●	

鹿行地区

	店番	店舗名	所在地	電話番号	ATM稼働時間 平日	ATM稼働時間 土・日・祝日	インフォメーション	
57	123	旭支店	鉾田市造谷606-4	0291-37-1213	8:00～21:00	9:00～19:00	●	●
58	104	鉾田中央支店	鉾田市鉾田2498-5	0291-33-2185	8:00～21:00	9:00～19:00	●	●
59	122	大洋支店	鉾田市大蔵28-22	0291-39-6211	8:00～21:00	9:00～19:00	●	
60	121	大野支店	鹿嶋市和707-10	0299-69-4111	8:00～21:00	9:00～19:00	●	
61	032	鹿島支店	鹿嶋市宮中5-4-1	0299-83-9611	8:00～21:00	9:00～19:00	●	●
62	105	潮来支店	潮来市あやめ1-7-12	0299-63-1233	8:00～21:00	9:00～19:00	●	●
63	113	玉造支店	行方市玉造甲356-1	0299-55-2511	8:00～21:00	9:00～19:00	●	
64	037	神栖支店	神栖市神栖1-13-2	0299-93-2300	8:00～21:00	9:00～19:00	●	●

千葉県

	店番	店舗名	所在地	電話番号	ATM稼働時間 平日	ATM稼働時間 土・日・祝日	インフォメーション	
65	051	柏支店	柏市富里1-1-56	04-7164-3155	8:00～21:00	9:00～19:00	●	●
66	050	布佐支店	我孫子市布佐2787-5	04-7189-1234	8:00～21:00	9:00～19:00	●	

インフォメーション… ● 窓口休業（11:30～12:30） ● 貸金庫 ● スポーツ振興くじ払戻し

店外 CD・ATM のご案内

（令和元年５月31日現在）

所在地			ATM 稼働時間			区分
			平　日	土曜日	日・祝日	
県央地区						
水 戸 市	茨城大学正門左側	水戸市文京 2-1-1	9:00 ～ 18:00	-	-	●
	見和支店店外 ATM（旧見和支店）	水戸市見川 5-120	8:45 ～ 18:00	-	-	●
	大工町支店店外 ATM（旧駅前支店）	水戸市宮町 2-3-6	8:45 ～ 18:00	-	-	●
東茨城郡	平須支店店外 ATM（旧長岡支店）	東茨城郡茨城町長岡 3317	8:45 ～ 18:00	-	-	●
県南・県西地区						
土 浦 市	並木支店店外 ATM(旧新治支店)	土浦市大畑 1480-1	8:45 ～ 18:00	-	-	●
石 岡 市	石岡中央支店店外 ATM(旧杉並支店)	石岡市杉並 1-5-40	8:45 ～ 18:00	-	-	●
	石岡支店店外 ATM(旧ばらき支店)	石岡市茨城 1-13-33	8:45 ～ 18:00	-	-	●
牛 久 市	牛久支店店外 ATM(旧牛久支店)	牛久市上柏田 4-22-1	8:45 ～ 18:00	-	-	●
	牛久支店店外 ATM(旧牛久西支店)	牛久市田宮町 142-6	8:45 ～ 18:00	-	-	●
龍ケ崎市	龍ケ崎市役所	龍ケ崎市 3710	8:45 ～ 18:00	-	-	●
取 手 市	取手市役所藤代庁舎	取手市藤代 700	9:00 ～ 18:00	9:00 ～ 17:00	-	○
稲 敷 郡	阿見支店店外 ATM(旧美浦支店)	稲敷郡美浦村木原 98	8:45 ～ 18:00	-	-	●
千葉県						
印 西 市	布佐支店店外 ATM(旧小林支店)	印西市小林 1811-1	8:45 ～ 18:00	-	-	●

※お引き出し時の手数料については P65 をご覧ください。

区分…● 当金庫店外キャッシュコーナー（お預け入れ、お引き出し、残高照会）
○ 共同キャッシュコーナー（お引き出し、残高照会）

営業地区のご案内

◎茨城県

水戸市
笠間市
小美玉市
日立市
常陸太田市
高萩市
北茨城市
ひたちなか市
常陸大宮市
那珂市
土浦市
石岡市
龍ケ崎市
取手市
牛久市
つくば市
守谷市
稲敷市
かすみがうら市
つくばみらい市
結城市
下妻市
筑西市
坂東市
桜川市
常総市
鹿嶋市
潮来市
神栖市
行方市
鉾田市
東茨城郡
那珂郡
久慈郡
稲敷郡
北相馬郡

◎千葉県

柏市
我孫子市
流山市
印西市
白井市
成田市の一部
（旧香取郡下総町）
香取市の一部
（旧佐原市）
香取郡神崎町
印旛郡栄町

◎福島県

いわき市

主な手数料のご案内

（令和元年７月１日現在）

●みとしんキャッシュカード・ローンカードの利用手数料

（税込）

ご利用できる場所 / ご利用できる時間		当金庫キャッシュコーナーおよび店外キャッシュコーナー		みとしん以外の信用金庫		全国の金融機関のキャッシュコーナー		ゆうちょ銀行 イオン銀行		セブン銀行		JR東日本の駅のキャッシュコーナー ビューアルッテ	
		お預け入れ	お引き出し	お預け入れ	お引き出し	お預け入れ	お引き出し	お預け入れ	お引き出し	お預け入れ	お引き出し	お預け入れ	お引き出し
平日	8:00～ 8:45	無料	108円	108円	108円	-	216円	216円	216円	108円	108円	-	216円
	8:45～18:00	無料	無料	無料	無料	-	108円	108円	108円	108円	108円	-	108円
	18:00～19:00	無料	108円	108円	108円	-	216円	216円	216円	108円	108円	-	216円
	19:00～21:00	無料	108円	108円	108円	-	216円	216円	216円	108円	108円	-	216円
土曜日	8:00～ 9:00	-	-	108円	108円	-	216円	216円	216円	108円	108円	-	216円
	9:00～14:00	無料	無料	無料	無料	-	216円	108円	108円	108円	108円	-	108円
	14:00～19:00	無料	108円	108円	108円	-	216円	216円	216円	108円	108円	-	216円
	19:00～21:00	-	-	108円	108円	-	216円	216円	216円	108円	108円	-	216円
日曜日 祝日	8:00～ 9:00	-	-	108円	108円	-	216円	216円	216円	108円	108円	-	216円
	9:00～19:00	無料	108円	108円	108円	-	216円	216円	216円	108円	108円	-	216円
	19:00～21:00	-	-	108円	108円	-	216円	216円	216円	108円	108円	-	216円

※一部、上記手数料にてご利用いただくことのできない金融機関がございます。 ※一部、表示されている手数料よりお客さまの負担が少ない場合がございます。
※ビューアルッテではローンカードはご利用できません。

●しんきんゼロネットサービス

北海道から沖縄県までの 47 都道府県に設置されている全国の信用金庫 ATM を手数料無料で利用できるサービスです。当金庫のキャッシュカードをお持ちの場合は全国約２万台の信用金庫 ATM で利用手数料を支払うことなく、現金のお預け入れ、引き出しができますので当金庫の ATM が設置されていない地域でも安心してご利用いただけます。

ゼロネットサービスタイム　平　日／8:45 ～ 18:00　　土曜日／9:00 ～ 14:00

しんきんATM ゼロネットサービス

※一部、本サービスの対象とならない信用金庫がございます。

●振込手数料

【店頭振込】

（税込）

			手数料
自金庫あて	本支店あて	5万円未満	324円
		5万円以上	540円
	同一店内（第三者あて）振込	5万円未満	324円
		5万円以上	540円
		定額自動振込扱い	216円
他行あて	文　書	5万円未満	648円
		5万円以上	864円
	電　信	5万円未満	648円
		5万円以上	864円

【ATM振込】

（税込）

		手数料	
		現金	カード
店内振込	5万円未満	216円	無　料
	5万円以上	432円	216円
本支店あて	5万円未満	216円	108円
	5万円以上	432円	324円
他行あて	5万円未満	432円	432円
	5万円以上	648円	648円

※店内振込とは、利用する ATM が設置されている店舗あての振込を指します。

●その他の手数料

（税込）

				手数料
代金取立手数料	同一地	本支店		108円
		他　行		216円
	隔　地	本支店		432円
		他　行	普通扱い	648円
			至急扱い	864円
取立手形呈示料				648円
送金・振込組戻料				648円
不渡手形返却料				648円
取立手形組戻料				648円
通帳・証書再発行手数料				1,080円
カード再発行手数料				1,080円
残高証明書発行手数料				540円
貸金庫（年額）				8,640円以上
夜間金庫（月額）				8,100円
夜間金庫専用入金帳				8,100円

（税込）

		手数料
夜間金庫専用鞄		2,160円
アンサー資金移動契約（月額）		1,080円
ビジネスダイレクト契約手数料		1,080円
ビジネスダイレクト資金移動手数料（月額）		1,080円
ビジネスダイレクトデータ伝送サービス（月額）		5,400円
両替手数料	1～50枚（お取引のない方）	無料（324円）
	51枚～1,000枚（お取引のない方）	324円（648円）
	1,001枚以上1,000枚ごとに	324円加算
	両替機専用カード（年額）	19,440円
硬貨入金手数料（店頭）	1～500枚（紙幣を除く）	無料
	501枚～1,000枚	324円
	1,001枚～2,000枚	648円
	2,001枚以上1,000枚ごとに	324円加算
	硬貨入金年間契約（年額）	19,440円

※持参現金の合計枚数または希望金種の受取合計枚数いずれか多い方の枚数について手数料をいただきます。
※両替機での51枚以上の円貨両替は、専用カードが必要となります。詳しくは営業店窓口にてご確認ください。
※硬貨の枚数を計測し始めた時点で手数料が発生しますので、計測開始後にご入金を取りやめる場合であっても501枚以上であれば、手数料をお支払いただくようになりますので、ご注意ください。
※硬貨入金枚数は１日あたりの合計枚数といたします。
※手数料によっては細かな条件が設定されているものがあります。詳しくは営業店窓口にてご確認ください。

《信用金庫法に基づく記載事項一覧》

このディスクロージャー誌は、信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づき作成しております。その記載事項は下記のページに掲載しております。

単体ベースのディスクロージャー項目(信用金庫法施行規則第132条等における規定)

1 金庫の概況及び組織に関する事項
（1）事業の組織 27 P
（2）理事及び監事の氏名及び役職名 27 P
（3）会計監査人の氏名または名称 32 P
（4）事務所の名称及び所在地 61～63 P
2 金庫の主要な事業の内容 30 P
3 金庫の主要な事業に関する事項
（1）直近の事業年度における事業概況 15～16 P
（2）直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標
①経常収益 35 P
②経常利益又は経常損失 35 P
③当期純利益又は当期純損失 35 P
④出資総額及び出資総口数 35 P
⑤純資産額 35 P
⑥総資産額 35 P
⑦預金積金残高 35 P
⑧貸出金残高 35 P
⑨有価証券残高 35 P
⑩単体自己資本比率 35 P
⑪出資に対する配当金 35 P
⑫職員数 35 P
（3）直近の2事業年度における事業の状況を示す指標
①主要な業務の状況を示す指標
ア．業務粗利益及び業務粗利益率 36 P
イ．資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 36 P
ウ．資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや 36 P
エ．受取利息及び支払利息の増減 37 P
オ．総資産経常利益率 35 P
カ．総資産当期純利益率 35 P
②預金に関する指標
ア．流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高 38 P
イ．固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高 38 P
③貸出金等に関する指標
ア．手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 39 P
イ．固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 39 P
ウ．担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 40・44 P
エ．使途別の貸出金残高 40 P
オ．業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 39 P
カ．預貸率の期末値及び期中平均値 35 P
④有価証券に関する指標
ア．商品有価証券の種類別の平均残高 42 P
イ．有価証券の種類別の残存期間別の残高 42 P
ウ．有価証券の種類別の平均残高 42 P
エ．預証率の期末値及び期中平均値 35 P
4 金庫の事業の運営に関する事項
（1）リスク管理の体制 17 P
（2）法令遵守の体制 19 P
（3）中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況 7～12 P
（4）金融ADR制度への対応 20 P
5 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項
（1）貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 31～34 P
（2）貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
①破綻先債権に該当する貸出金 41 P
②延滞債権に該当する貸出金 41 P
③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金 41 P
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金 41 P
（3）自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 47～60 P
（4）次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
①有価証券 43 P
②金銭の信託 44 P
③規則第102条第1項第5号に掲げる取引 44 P
（5）貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 40 P
（6）貸出金償却の額 40 P
（7）金庫が信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 32 P
6 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの 37 P

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律で定められた開示項目

1 資産査定の公表 41 P

MITO SHINKIN BANK
REPORT 2019

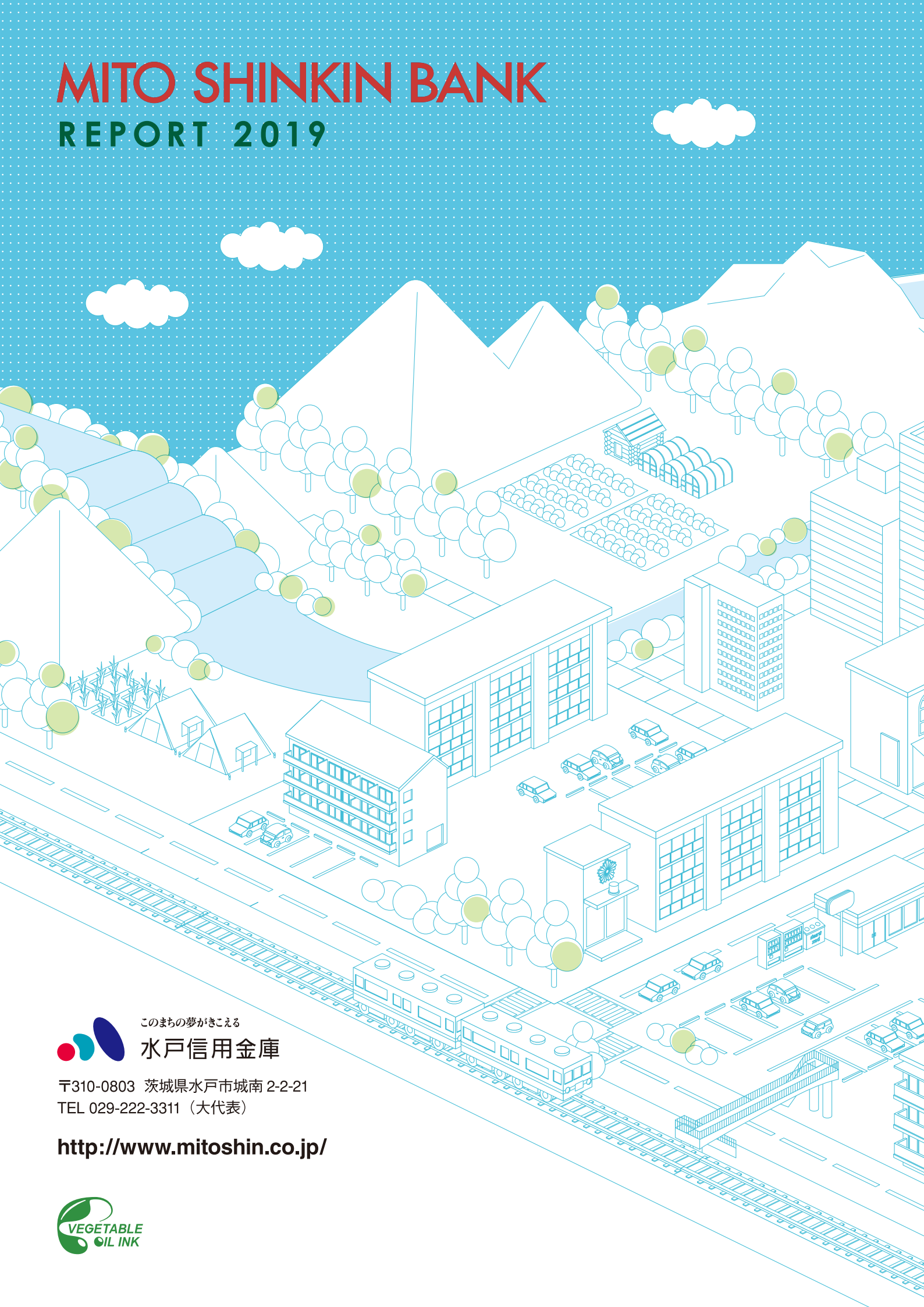

このまちの夢がきこえる
水戸信用金庫

〒310-0803 茨城県水戸市城南 2-2-21
TEL 029-222-3311（大代表）

http://www.mitoshin.co.jp/

VEGETABLE OIL INK